

第76回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月18日（土曜日）午後1時開会

開催場所

東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬制度改定の件
- 第6号議案 監査役の報酬額改定の件

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期における世界経済は、新型コロナウイルスの新たな変異種による感染再拡大やロシア連邦・ウクライナ情勢など、経済政策に関する不透明感が高まる状況が継続したことにより停滞し、依然として厳しい事業環境が続いております。

このような状況の中、電子機器用部材事業においては、リジッド基板用部材についてはディスプレイ関連部材、車載関連部材など多くの製品において好調に推移し、半導体パッケージ基板用部材については、世界的な半導体需要の増加により高水準で推移し、ともに販売数量は前年同期を上回りました。

また、医療・医薬品事業においては、医療用医薬品製造販売については、長期収載品4製品の製造販売承認の移管が完了したことや、一部の製品において他社後発医薬品が供給停止となった影響を受け好調に推移しましたが、医療用医薬品受託製造については、感染症関連等の一部製品で受託数量の減少が続いたことなどから低調に推移しました。

その結果、当期の売上高、営業利益及び経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期を上回る結果となりました。

当社は、現金による株主への利益還元を最重要政策の一つと位置付けており、継続的かつ安定的に高水準の利益還元を実施する基本方針に基づき、株主資本配当率（DOE）を長期経営構想の目標指標とし、「連結決算を基準に株主資本配当率（DOE）5%以上を維持すること」を目標としております。

上記の方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株あたり37円00銭*とすることを本定時株主総会でご提案申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

※当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。株式分割を考慮しない場合の2022年3月期の期末配当金は74円00銭、年間配当金は139円10銭となります。



目次

招集ご通知	2
議決権の行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
添付書類	
● 事業報告	28
● 連結計算書類	59
● 計算書類	63
● 監査報告	67
トピックス	78

代表取締役社長
佐藤英志

株主の皆様へ

埼玉県比企郡嵐山町大字大蔵388番地
太陽ホールディングス株式会社
代表取締役社長 佐藤 英志

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月17日（金曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月18日（土曜日）午後1時
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号 メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1
※ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項 1. 第76期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第76期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第4号議案 監査役3名選任の件
第2号議案 定款一部変更の件 第5号議案 取締役の報酬制度改定の件
第3号議案 取締役9名選任の件 第6号議案 監査役の報酬額改定の件
4. 議決権の行使に関する事項
次ページの「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.taiyo-hd.co.jp>）に掲載させていただきます。

インターネットによる開示について

連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の2の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。（アドレス <https://www.taiyo-hd.co.jp>）

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表を含んでおります。

議決権の行使についてのご案内

5ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



定時株主総会にご出席いただける場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、本定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日時 2022年6月18日（土曜日）午後1時

場所 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2022年6月17日（金曜日）午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

詳細は次ページ

パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月17日（金曜日）午後5時まで受付

- 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合やパソコン又はスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

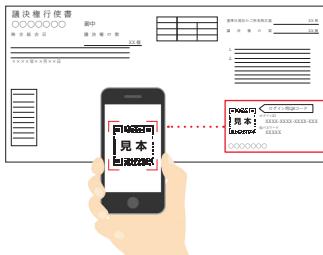
機関投資家の皆様は、電磁的方法による議決権行使の方法として、あらかじめお申し込みされた場合には、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載された「ログインID、仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載されたQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコード利用によるログインID及び仮パスワード入力の省略は、1回に限り可能です。

再度QRコードを利用してログインする場合は、ログインID及び仮パスワードの入力が必要です。

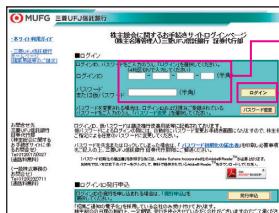
スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」にて議決権行使を行ってください。

インターネットによる議決権行使でパソコン又はスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

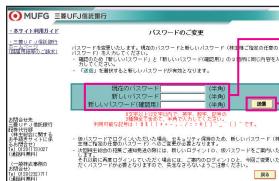
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」をご入力ください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードをご登録ください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、現金による株主の皆様への利益還元を最重要政策の一つと位置付けており、継続的かつ安定的に高水準の利益還元を実施してまいります。また、株主資本配当率を目標指標とし、「連結決算を基準に株主資本配当率を中長期的に5%以上とすること」を目標としております。

この方針に基づき当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、金37円00銭

配当総額 2,085,122,531円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月20日

当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。上記期末配当は株式分割実施前の1株当たり配当額に換算すると、1株につき74円00銭に相当し、中間配当65円10銭を加えた当期の年間配当金は、株式分割前の1株当たり139円10銭に相当します。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

次の理由から関連する条文の新設、修正及び削除をお願いするものであります。

- (1) 当社の独立かつ客観的な経営監督機能の向上のため、現行定款第25条（取締役会の招集権者および議長）の条文を修正するものであります。
- (2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行に伴い、今後の有事への備え及び機動的に株主総会を運営できるようにするため、現行定款第13条（招集）の条文を修正するものであります。

なお、変更案第13条第2項は、当社が株主総会を場所の定めのない株主総会とすることに関する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けたことを条件としてその効力を生じるものとしします。

- (3) 会社法改正に伴う株主総会資料の電子提供制度導入への対応のため、第8章附則並びに変更案第50条（第15条の2に関する経過措置）を新設し、現行定款第15条の2（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の条文を施行日である2022年9月1日（会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日）をもって削除し、変更案第50条第1項の【新設条文】を第15条の2（電子提供措置等）として条文を新設するものであります。

なお、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条の2の条文がなおその効力を有し適用されるものとしします。

また、第8章附則及び第50条は、施行日から6か月又は施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会から3か月のいずれか遅い日を経過した後に、これを削除するものとしします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条から第12条（条文省略）	第1条から第12条（現行どおり）
（招集） 第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合にそのつど招集する。 （新 設）	（招集） 第13条 （現行どおり） 2 <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第14条及び第15条（条文省略）</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第15条の2 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条から第24条（条文省略）</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第26条から第49条（条文省略）</p>	<p>第14条及び第15条（現行どおり）</p> <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p>第15条の2 （現行どおり）</p> <p>※会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日をもって、変更案第50条のとおり本条文が削除及び（電子提供措置等）として新設されます。</p> <p>第16条から第24条（現行どおり）</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第25条 取締役会の招集は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長がこれを行う。</u></p> <p>2 <u>取締役会の議長は、取締役会において選定する。議長に選定された者は、法令に別段の定めある場合または取締役会において他の者を取締役会の議長として選定した場合を除き、選定後最初に開催される定時株主総会終結時までのすべての取締役会において議長となる。</u></p> <p>3 <u>取締役会の招集権者または議長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第26条から第49条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第8章 附則</u>
(新 設)	<p><u>(第15条の2に関する経過措置)</u></p> <p><u>第50条 現行定款第15条の2（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の条文は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）をもって削除し、新たに以下に記載する新設条文を、同日をもって第15条の2（電子提供措置等）として新設する。</u></p>
(新 設)	<p><u>【新設条文】</u></p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p><u>第15条の2 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>
(新 設)	<p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新 設)	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条の2（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の条文がなおその効力を有し適用されるものとする。</u></p>
(新 設)	<p><u>3 第8章附則および本条は、施行日から6か月または前項の株主総会の日から3か月のいずれか遅い日を経過した後に、これを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、医療・医薬品事業拡大に伴う経営体制の強化のため1名増員し、社外取締役4名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。なお、各取締役候補者はその就任について承諾しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	
1	さとう えいじ 佐藤 英志	代表取締役社長 グループ最高経営責任者(CEO) リスクマネジメント担当 医療・医薬品カンパニーCEO	再任
2	さいとう ひとし 齋藤 斉	取締役専務執行役員 エレクトロニクスカンパニーCEO	再任
3	たけはら えいじ 竹原 栄治	取締役専務執行役員 コンプライアンス・オフィサー 研究本部担当	再任
4	ありま まさお 有馬 聖夫	常務執行役員 医療・医薬品カンパニーCBDO	新任
5	たなか ともゆき 田中 智之		新任
6	ひづめ まさゆき 樋爪 昌之	社外取締役	再任 独立
7	つちや けいこ 土屋 恵子	社外取締役	再任 独立
8	あおやま あさこ 青山 朝子	社外取締役	再任 独立
9	かまだ ゆみこ 鎌田 由美子	社外取締役	再任 独立



所有する当社の株式数
普通株式

388,824株

候補者番号

1

さ とう えい じ
佐藤 英志 (1969年5月3日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1992年4月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
- 1999年10月 株式会社エスネットワークス代表取締役社長
- 2008年6月 当社取締役
- 2010年4月 当社代表取締役副社長
- 同年7月 TAIYO INK INTERNATIONAL(SINGAPORE)PTE LTD Director
- 2011年3月 株式会社エスホールディングス (現 株式会社エスネットワークス) 取締役
- 同年4月 当社代表取締役社長、グループ最高経営責任者 (CEO)
- 2012年4月 太陽油墨 (蘇州) 有限公司董事 (現任)
- 同年12月 永勝泰科技股份有限公司董事 (現任)
- 2014年4月 太陽インキ製造株式会社代表取締役社長
- 同年12月 太陽グリーンエナジー株式会社代表取締役社長
- 2016年6月 当社リスクマネジメント担当
- 2017年8月 太陽ファルマ株式会社代表取締役会長 (現任)
- 2018年6月 太陽インキ製造株式会社取締役 (現任)
- 2019年4月 太陽ファルマテック株式会社取締役
- 2019年10月 太陽ファルマテック株式会社代表取締役社長 (現任)
- 2022年5月 当社代表取締役社長、グループ最高経営責任者 (CEO)、リスクマネジメント担当、医療・医薬品カンパニーCEO (現任)

取締役候補者とした理由

佐藤英志氏は、2008年に取締役に就任した後、代表取締役副社長を経て、2011年より代表取締役社長に就任し、意思決定及び業務執行の監督など当社グループの経営を統括しております。引き続き当社グループの意思決定及び業務執行の監督に重要な役割を果たせるものと判断し、取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式数
普通株式

60,718株

候補者番号

2

さい とう
齋 藤

ひとし
齋 (1965年4月21日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1995年11月 株式会社ウインシステム Marketing Manager (Win System Europe)
- 1996年 9月 当社入社
- 2001年 6月 TAIYO INK INTERNATIONAL(SINGAPORE)PTE LTD Managing Director
- 同年 7月 TAIYO INK (THAILAND) CO., LTD. General Manager/Director
- 2010年 7月 当社海外営業部長
- 2012年 6月 太陽インキ製造株式会社取締役 (現任)
- 2015年 4月 太陽インキプロダクツ株式会社代表理事社長兼CEO
- 2016年 5月 韓国タイヨウインキ株式会社代表理事社長兼CEO
- 同年 6月 当社取締役
- 同年 7月 当社取締役専務執行役員
- 2019年 4月 TAIYO AMERICA, INC. Director (現任)
- 2019年10月 TAIYO INK INTERNATIONAL(SINGAPORE)PTE LTD Director (現任)
- 2020年 2月 TAIYO TRADING (THAILAND) CO., LTD. Director (現任)
- 2020年 4月 韓国タイヨウインキ株式会社代表理事会長兼CEO
- 同年 同月 太陽インキプロダクツ株式会社代表理事会長兼CEO
- 同年 5月 台湾太陽油墨股份有限公司董事長 (現任)
- 同年 同月 永盛泰新材料 (江西) 有限公司董事 (現任)
- 同年 6月 永勝泰油墨 (深圳) 有限公司董事
- 同年 同月 TAIYO CIRCUIT AUTOMATION, INC. Director
- 同年 同月 TAIYO INK VIETNAM CO., LTD . Chairman (現任)
- 2021年10月 永勝泰科技股份有限公司董事長 (現任)
- 同年12月 太陽油墨 (蘇州) 有限公司董事長 (現任)
- 同年 同月 永勝泰油墨 (深圳) 有限公司董事長 (現任)
- 2022年 1月 泰必豐半導體材料 (深圳) 有限公司董事 (現任)
- 同年 同月 太陽油墨貿易 (深圳) 有限公司董事長 (現任)
- 同年 同月 韓国タイヨウインキ株式会社理事 (現任)
- 同年 同月 太陽インキプロダクツ株式会社理事 (現任)
- 2022年 5月 当社取締役専務執行役員、エレクトロニクスカンパニーCEO (現任)

取締役候補者とした理由

齋藤齊氏は、海外における豊富なマーケティングの見識とマネジメント経験を有し、当社グループ会社の責任者として各社を統率してまいりました。これらの経験と知見を引き続き当社の意思決定に活かせるものと判断し、取締役候補者といたしました。



候補者番号

3

たけ はら えい じ
竹原 栄治 (1963年9月7日生)

再任

所有する当社の株式数

普通株式

81,218株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1986年 4月 当社入社
- 1999年 5月 韓国タイヨウインキ株式会社理事
- 2001年11月 当社開発一部長
- 2010年10月 太陽インキ製造株式会社取締役
- 2012年 6月 同社代表取締役副社長
- 2013年 4月 当社常務執行役員
- 2014年 6月 当社取締役専務執行役員、コンプライアンス・オフィサー
- 2016年 5月 永勝泰科技股份有限公司董事
- 同年 6月 太陽インキ製造株式会社取締役
- 同年 同月 台湾太陽油墨股份有限公司董事長
- 同年 同月 太陽グリーンエナジー株式会社代表取締役社長
- 2017年 4月 同社取締役 (現任)
- 同年 5月 永勝泰油墨 (深圳) 有限公司董事
- 2018年 4月 台湾太陽油墨股份有限公司董事長總經理
- 2018年 6月 太陽グリーンエナジー株式会社担当
- 2018年 7月 台湾太陽油墨股份有限公司董事長
- 2019年 4月 当社取締役専務執行役員、コンプライアンス・オフィサー、研究本部担当 (現任)

取締役候補者とした理由

竹原栄治氏は、国内における電子機器用部材事業の展開と強化に取り組んでまいりました。これらの経験と幅広い知識を引き続き当社の意思決定に活かせるものと判断し、取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数
普通株式

22,653株

候補者番号

4

あり ま ま さ お
有馬 聖夫

(1969年1月24日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年4月 当社入社
2010年4月 日本太陽カンパニー技術本部開発二部長
2012年4月 太陽インキ製造株式会社技術開発本部長
2014年4月 同社営業本部長
2015年4月 当社研究本部長
同年同月 中外化成株式会社（現 太陽ファインケミカル株式会社）取締役（現任）
2017年4月 当社新規事業室長
同年8月 太陽ファルマ株式会社 代表取締役社長（現任）
2018年1月 当社常務執行役員
2021年6月 太陽ファルマテック株式会社取締役（現任）
2022年5月 当社常務執行役員、医療・医薬品カンパニーCBDO（現任）

取締役候補者とした理由

有馬聖夫氏は、20年を超える当社グループでの技術開発、研究開発業務の豊富な経験、知見を有しております。また、医療・医薬品事業の立ち上げに携わり、2017年以降は太陽ファルマ株式会社の代表取締役を務め、第二の柱として成長を続ける当該事業を牽引してまいりました。これらの経験や知見が当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断し、新たに取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式数
普通株式

一株

候補者番号

5

た な か と も ゆ き
田 中 智 之

(1964年11月25日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 大日本インキ化学工業株式会社（現 DIC株式会社）入社
2012年4月 同社機能性顔料営業部長
2016年1月 同社顔料第二営業部長
2019年1月 同社カラー&ディスプレイ事業企画部長
2021年1月 同社執行役員 経営企画部長（現任）

取締役候補者とした理由

田中智之氏は、技術、研究開発及び営業といった長年の豊富な経験、知見に加え、M&Aの取り組みといった実績も有しております。これらの経験や実績が当社グループの企業価値の向上に寄与するものと判断し、新たに取締役候補者となりました。



所有する当社の株式数
普通株式

1,400株

候補者番号

6

ひ づ め ま さ ゆ き
樋 爪 昌 之

(1963年3月2日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年10月 サンワ等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
1994年1月 樋爪公認会計士事務所入所
同年6月 当社社外監査役
2001年1月 樋爪昌之公認会計士事務所所長（現任）
2012年6月 当社社外取締役（現任）
同年7月 韓国タイヨウインキ株式会社理事
2020年4月 税理士法人ひづめ会計代表社員（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

樋爪昌之氏は、公認会計士としての専門知識と豊富な経験と知見を有しております。これらを活かし、当社グループの経営に有益な助言及び指摘と公正な立場で経営監督機能を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。



所有する当社の株式数
普通株式

500株

候補者番号

7

つち や けい こ
土屋 恵子

(1960年5月13日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年4月 株式会社電通入社
- 1989年4月 株式会社フェラーグ入社
- 1991年4月 オーストラリア貿易促進庁入庁
- 1994年1月 ベクトン・ディッキンソン株式会社HRプランニング&オーガニゼーション・エフェクティブネス・ダイレクター
- 2004年7月 株式会社ヒューマンバリューチーフ・リサーチャー&プロデューサー
- 2005年10月 GE東芝シリコン株式会社 (現 モメンティブ・パフォーマンス・マテリアルズ・ジャパン合同会社) 太平洋地域、執行役員人事本部長
- 2009年1月 シスコ株式会社シニア・HRマネージャー
- 2011年2月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社人事本部ヴァイスプレジデント
- 2015年8月 アデコ株式会社取締役人事本部長
- 2016年1月 同社取締役ピープルバリュー本部長 (現任)
- 2017年6月 当社社外取締役 (現任)
- 2019年6月 一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブ理事 (現任)
- 2021年6月 日本軽金属ホールディングス株式会社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

土屋恵子氏は、直近の総合人材サービス業での取締役経験並びにヘルスケアや素材などの製造分野での事業会社の経営経験をはじめとして、人事分野における豊富な経験と知見を有しております。これらを活かし、人事部門及び人材の強化をはじめとした当社グループ経営に有益な助言及び指摘と公正な立場で経営監督機能を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としたしました。



候補者番号

8

あお やま あさ こ
青山 朝子

(1972年3月14日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1994年 4 月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
- 2001年 9 月 メリルリンチ日本証券株式会社入社
- 2004年10月 日本コカ・コーラ株式会社入社
- 2008年 8 月 同社事業戦略推進部長
- 2010年10月 同社財務本部コマーシャルファイナンスCCL&フランチャイズファイナンス部長
- 2011年 3 月 東京コカ・コーラボトリング株式会社取締役兼CFO
- 2013年 7 月 コカ・コーライーストジャパン株式会社常務執行役員財務経理統括部長
- 2016年 1 月 同社常務執行役員コマーシャルファイナンス統括部長
- 2017年 5 月 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社執行役員トランスフォーメーションプロジェクトリーダー
- 2018年 6 月 当社社外監査役
- 2019年 2 月 コカ・コーラボトラーズジャパンホールディングス株式会社理事事業開発統括部長
- 2020年 1 月 日本電気株式会社グローバルファイナンス本部長
- 同年 6 月 当社社外取締役（現任）
- 2021年 2 月 企業会計審議会臨時委員（現任）
- 2022年 4 月 日本電気株式会社執行役員（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

青山朝子氏は、公認会計士及びこれまでの企業経営並びに業務執行から、経理財務並びにM&Aに関する豊富な経験と知見を有しております。これらを活かし、当社グループの経営に有益な助言及び指摘と公正な立場で経営監督機能を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式数
普通株式

100株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告



所有する当社の株式数
普通株式

100株

候補者番号

9

かま だ ゆ み こ
鎌田 由美子

(1966年2月23日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 東日本旅客鉄道株式会社入社
2005年6月 株式会社JR東日本ステーションリテイリング代表取締役社長
2008年11月 東日本旅客鉄道株式会社事業創造本部部長
2013年5月 同社研究開発センターフロンティアサービス研究所副所長
2015年2月 カルビー株式会社上級執行役員
同年2月 株式会社ルミネ非常勤取締役（現任）
同年3月 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス社外取締役
同年6月 株式会社みちのく銀行社外取締役（現任）
2018年12月 株式会社ONE・GLOCAL代表取締役（現任）
2020年6月 当社社外取締役（現任）
2021年6月 株式会社民間資金等活用事業推進機構社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鎌田由美子氏は、他業種企業の新規事業開発、顧客サービス分野における企業経営、業務執行の豊富な経験と知見を有しております。これらを活かし、当社グループの経営に有益な助言及び指摘と公正な立場で経営監督機能を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 樋爪昌之氏、土屋恵子氏、青山朝子氏及び鎌田由美子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 独立役員の指定
当社は、樋爪昌之氏、土屋恵子氏、青山朝子氏及び鎌田由美子氏の4名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。同4名が選任された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。
3. 社外取締役候補者の在任期間
- ・樋爪昌之氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。なお、同氏は過去に当社の監査役及び当社の連結子会社の韓国タイヨウインキ株式会社の理事であったことがあります。
 - ・土屋恵子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
 - ・青山朝子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、同氏は過去に当社の社外監査役であったことがあります。
 - ・鎌田由美子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 田中智之氏は、業務を執行しない取締役として就任する予定です。
5. 当社と各候補者又は各候補者が代表を兼務する以下の企業との間に特別の利害関係はございません。
- ・樋爪昌之氏は、樋爪昌之公認会計士事務所の所長及び税理士法人ひづめ会計の代表社員を兼務しております。
 - ・鎌田由美子氏は、株式会社ONE・GLOCALの代表取締役を兼務しております。

6. 当社は、現在、樋爪昌之氏、土屋恵子氏、青山朝子氏及び鎌田由美子氏の4名との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。同4名が選任された場合は、引き続き同契約をそれぞれ継続する予定であり、田中智之氏が選任された場合も同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- それらの契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害を当該保険契約によって補填することとしており、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険契約の内容の概要につきましては、事業報告44ページ記載の「2. 会社の現況 (3) 会社役員等の状況 ① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在) 注8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」をご参照ください。
8. 各候補者と当社との間には、会社法第430条の2第1項第1号に規定の費用及び同項第2号に規定の損失に関する補償契約を締結する予定はございません。
9. 取締役候補者の「所有する当社の株式数」には、持株会における持分を含んでおります。

【ご参考】本株主総会後の取締役の専門性及び経験

氏名	本株主総会後の当社における地位・担当役職		企業経営 事業戦略	グローバル	生産品質 研究開発	ESG サステイナ ビリティ	人材マネ ジメント 多様性	財務会計 M&A	法務 リスクマネ ジメント
佐藤 英志	代表取締役社長		○				○	○	○
齋藤 斉	代表取締役副社長		○	○	○	○			
竹原 栄治	取締役会議長				○	○	○		○
有馬 聖夫	取締役	新任	○		○	○	○		
田中 智之	取締役	新任	○	○	○			○	
樋爪 昌之	社外取締役	独立	○					○	○
土屋 恵子	社外取締役	独立		○		○	○		
青山 朝子	社外取締役	独立		○			○	○	
鎌田 由美子	社外取締役	独立	○			○	○		

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役杉浦秀徳氏及び大木勝氏は、本総会終結の時をもって任期満了となるため、新たに監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、各監査役候補者はその就任について承諾しており、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位及び兼職の状況
1	すぎ 杉 うら 浦 ひで 秀 のり 徳	当社社外監査役 <input type="button" value="再任"/> <input type="button" value="独立"/>
2	てる 照 ぬま 沼 かおり かおり	当社経理部長 <input type="button" value="新任"/>
3	さ 佐 とう 藤 いく 郁 み 美	弁護士 のぞみ総合法律事務所パートナー 日本弁護士国民年金基金常務理事 ダイダマン株式会社社外取締役 <input type="button" value="新任"/> <input type="button" value="独立"/>



所有する当社の株式数
普通株式

一株

候補者番号

1

すぎ うら ひで のり
杉浦 秀徳

(1961年3月20日生)

再任

社外

独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1984年4月 株式会社日本長期信用銀行入行
1998年7月 UBS信託銀行株式会社入行
2000年7月 興銀証券株式会社（現 みずほ証券株式会社）入社
2003年10月 同社投資銀行グループ投資銀行第四部長
2004年4月 同社資本市場グループ企業金融第一部部長
2005年4月 同社経営企画グループ経営調査部上級研究員
2006年4月 京都大学経営管理大学院特別准教授
2007年10月 一橋大学商学研究科非常勤講師
2008年4月 京都大学経営管理大学院特別教授
2018年6月 当社社外監査役（現任）
2019年4月 太陽ファルマテック株式会社監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

杉浦秀徳氏は、証券・金融業界における業務経験から、金融の専門家として大学の教授、講師を務めるなど金融に関する豊富な経験と知見を有しており、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。



所有する当社の株式数
普通株式

752株

候補者番号

2

てる ぬま
照沼 かおり

(1982年12月29日生)

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

2005年4月 三井物産株式会社入社
2013年8月 特定非営利活動法人クロスフィールズ入社
2016年3月 株式会社ココナラ入社
2019年6月 当社入社
2020年1月 当社経理部長（現任）
同年7月 太陽油墨（蘇州）有限公司監事（現任）
同年10月 太陽インキプロダクツ株式会社監事（現任）
2022年6月 太陽インキ製造株式会社監査役（同月就任予定）

監査役候補者とした理由

照沼かおり氏は、財務、経理に関する豊富な知見と業務経験、また、2020年からは当社海外子会社の監事としての経験を有しており、当社の監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者といたしました。



所有する当社の株式数
普通株式

一株

候補者番号

3

さとういくみ
佐藤郁美 (1963年12月25日生)

新任

社外

独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1990年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
1992年3月 渡米のため東京弁護士会登録抹消
1995年9月 米国ニューヨーク州弁護士登録
同年同月 弁護士登録（再）（第二東京弁護士会）
2013年3月 矢吹法律事務所入所
2017年4月 第二東京弁護士会副会長
2018年4月 日本弁護士連合会常務理事
2019年4月 総務省情報公開・個人情報保護審査会委員
同年6月 ダイダシ株式会社監査役
2021年1月 のぞみ総合法律事務所パートナー弁護士（現任）
同年4月 日本弁護士国民年金基金常務理事（現任）
同年6月 ダイダシ株式会社社外取締役（現任）

社外監査役候補者とした理由

佐藤郁美氏は、弁護士としての企業法務、IT・知的財産権関連、海外法務等豊富な専門知識と経験から当社の社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者としていたしました。

(注) 1. 杉浦秀徳氏及び佐藤郁美氏は、社外監査役候補者であります。

2. 独立役員 の 指定

当社は、現在、杉浦秀徳氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。杉浦秀徳氏及び佐藤郁美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員 の要件を満たしており、両氏が選任された場合は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

3. 杉浦秀徳氏は、現在、当社の社外監査役であり在任期間は本総会終結の時をもって4年になります。

4. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。

5. 当社は、現在、杉浦秀徳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が選任された場合は、引き続き同契約を継続する予定であり、佐藤郁美氏が選任された場合も同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

それらの契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害を当該保険契約によって補填することとしており、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険契約の内容の概要につきましては、事業報告44ページ記載の「2. 会社の現況 (3) 会社役員 の状況 ① 取締役及び監査役 の状況 (2022年3月31日現在) 注8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」をご参照ください。
7. 各候補者と当社との間には、会社法第430条の2第1項第1号に規定の費用及び同項第2号に規定の損失に関する補償契約を締結する予定はございません。
8. 照沼かおり氏の戸籍上の氏名は、佐々木かおりであります。
9. 監査役候補者の「所有する当社の株式数」には、持株会における持分を含んでおります。

【ご参考】本株主総会後の監査役 の専門性及び経験

氏名	本株主総会後の 当社における 地位・担当役職	企業経営 事業戦略	グローバル	生産品質 研究開発	ESG サステイナ ビリティ	人材マネ ジメント 多様性	財務会計 M&A	法務 リスクマネ ジメント
堺 昭 人	社外監査役 独立				○		○	○
杉 浦 秀 徳	社外監査役 独立				○		○	○
照 沼 か お り	監 査 役 新任					○	○	○
佐 藤 郁 美	社外監査役 新任 独立				○	○		○

第5号議案 取締役の報酬制度改定の件

当社は、当社グループの中長期的な企業価値向上への動機付けを与えることを目的とした業績連動報酬制度として、業績連動金銭報酬と業績連動株式報酬（以下、総称して「業績連動報酬」といいます。）を導入し、業務執行取締役（会社法第363条第1項各号に掲げる取締役をいいます。以下、同じです。）に対して、業績連動報酬を支給してまいりました。

本議案は、当社グループの規模の拡大及び連結納税制度の導入等に伴う当該業績連動報酬算定業務の負荷の軽減と決算早期化を目的として業績連動報酬制度の内容を一部変更することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

なお、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役の員数は9名（うち社外取締役4名）であり、そのうち、業務執行取締役の員数は4名となる予定です。

1. 取締役の業績連動報酬制度の変更の内容

当社の取締役の報酬は、次のとおり株主の皆様にご承認をいただき現在に至っております。

決議日	報酬の種類	決議の内容
2010年6月29日 第64回定時株主総会	確定金額報酬	取締役に対する確定金額報酬を総額3億円以内とすること
2014年6月20日 第68回定時株主総会	業績連動金銭報酬	業務執行取締役に対する業績連動金銭報酬を各事業年度における連結当期純利益 ^{(注)1} の1.6%以内の金銭とすること
2021年6月19日 第75回定時株主総会	業績連動株式報酬	業務執行取締役に対する業績連動株式報酬を各事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益の3.4%以内の金銭（当社が新たに発行又は処分する普通株式取得の払込資金とすることを前提とする。）とすること及び業績連動株式報酬制度として当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1事業年度当たり、200,000株（以下「業績連動株式発行上限数」といいます。）以内 ^{(注)2} とすること
同上	譲渡制限付株式報酬	譲渡制限付株式報酬（譲渡制限付株式の付与のための金銭債権）を年額3億円以内とすること及び譲渡制限付株式報酬制度として当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1事業年度当たり、80,000株（以下「譲渡制限付株式発行上限数」といいます。）以内 ^{(注)2} とすること

(注)1. 2013年9月に行われた会計基準の改正により、従来、連結損益計算書において「当期純利益」と表示していた金額を、第70期事業年度以降においては「親会社株主に帰属する当期純利益」と表示することとなりました。そのため、業績連動金銭報酬は「親会社株主に帰属する当期純利益」を指標として支給されることとなりますが、従前からの指標を変更するものではありません。

2. 2021年6月19日開催の第75回定時株主総会においては業績連動株式発行上限数100,000株、譲渡制限付株式発行上限数40,000株として決議をされましたが、その後、2021年10月1日をもって当社の普通株式1株を2株に分割したため、それぞれ上限数は、200,000株、80,000株に変更されております。

本議案は、上記取締役の報酬のうち、業績連動報酬の報酬額の算定方法について、「親会社株主に帰属する当期純利益」を指標として所定の支給率を乗じる方法により算定するという方針を維持しつつ、「税金等調整前当期純利益」に実効税率及び非支配株主に帰属する当期純利益率それぞれの直近3事業年度平均を考慮することで、「親会社株主に帰属する当期純利益」に実質的に相当する金額を算出し、当該金額を指標とした上で、所定の支給率を乗じる方法に変更することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

当該変更の目的は、当社グループの規模の拡大及び連結納税制度の導入等に伴う業績連動報酬算定業務の負荷の軽減と決算早期化を図るものであり、取締役の報酬制度の内容やその決定方針、また、報酬体系の実質的な改定、業績連動報酬の上限額の増額や割当株式数の増加を目的とするものではございません。

変更の詳細は次のとおりです。

(1) 業績連動金銭報酬

当社は、業務執行取締役に対し、業績連動金銭報酬として次の算定方法により算出される金額（上限額）以内の金銭を支給することができます。

$$\begin{aligned} \text{業績連動金銭報酬（上限額）} &= \text{税金等調整前当期純利益} \\ &\times (1 - \text{直近3事業年度}^{\ast 1} \text{平均実効税率}^{\ast 2} \\ &\quad - \text{直近3事業年度}^{\ast 1} \text{平均非支配株主に帰属する当期純利益率}^{\ast 3})^{\ast 4} \\ &\times 1.6\% \end{aligned}$$

※1 直近3事業年度：業績連動金銭報酬の支給対象となる事業年度の前3事業年度

※2 実効税率：有価証券報告書に開示する「税効果会計適用後の法人税等の負担率」

※3 非支配株主に帰属する当期純利益率：

非支配株主に帰属する当期純利益（百万円未満切捨て）÷ 税金等調整前当期純利益（百万円未満切捨て）

※4 $(1 - \text{直近3事業年度平均実効税率} - \text{直近3事業年度平均非支配株主に帰属する当期純利益率})$ で計算するパーセンテージは小数点第3位を四捨五入とします

(2) 業績連動株式報酬

当社は、業務執行取締役に対し、当社が新たに発行又は処分する普通株式取得の払込資金とするために、業績連動株式報酬として次の算定方法により算出される金額（上限額）以内の金銭を支給することができます。

$$\begin{aligned} \text{業績連動株式報酬 (上限額)} &= \text{税金等調整前当期純利益} \\ &\times (1 - \text{直近3事業年度}^{\ast 1} \text{平均実効税率}^{\ast 2} \\ &\quad - \text{直近3事業年度}^{\ast 1} \text{平均非支配株主に帰属する当期純利益率}^{\ast 3})^{\ast 4} \\ &\times 3.4\% \end{aligned}$$

※1 業績連動株式報酬の支給対象となる事業年度の直前3事業年度

※2 実効税率：有価証券報告書に開示する「税効果会計適用後の法人税等の負担率」

※3 非支配株主に帰属する当期純利益率：

非支配株主に帰属する当期純利益（百万円未満切捨て）÷ 税金等調整前当期純利益（百万円未満切捨て）

※4 $(1 - \text{直近3事業年度平均実効税率} - \text{直近3事業年度平均非支配株主に帰属する当期純利益率})$ で計算するパーセンテージは小数点第3位を四捨五入とします

なお、具体的な支給時期及び配分等については、取締役会へご一任いただきたいと存じます。

2. 取締役の業績連動報酬制度の変更を相当とする理由

上記「1. 取締役の業績連動報酬制度の変更の内容」のとおり、本議案に基づく業績連動報酬制度は、従来の業績連動報酬制度を実質的に変更するものではありません。

そして、本議案に基づき変更される業績連動報酬制度は、当社の業況、取締役報酬制度の支給方針（事業報告44ページ記載の「2. 会社の現況 (3) 会社役員 の状況③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等イ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項」をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されたものであり、当該変更は相当であると考えております。

(ご参考)

1. 2023年3月期業績連動報酬制度について

2023年3月期以降の業績連動報酬制度は、本議案の変更に加え業績連動金銭報酬総額（支給総額）の算定式における支給率を1.6%から0.8%にする予定としております。

業績連動金銭報酬

項目	～2022年3月期まで	2023年3月期以降～
上限額の算定式	親会社株主に帰属する当期純利益 × 1.6%	税金等調整前当期純利益 × (1 - 直近3事業年度平均実効税率 - 直近3事業年度平均非支配株主に 帰属する当期純利益率) × 1.6%
報酬総額（支給総額）の算定式	親会社株主に帰属する当期純利益 × 1.6%	税金等調整前当期純利益 × (1 - 直近3事業年度平均実効税率 - 直近3事業年度平均非支配株主に 帰属する当期純利益率) × 0.8%

業績連動株式報酬

項目	～2022年3月期まで	2023年3月期以降～
上限額の算定式	親会社株主に帰属する当期純利益 × 3.4%	税金等調整前当期純利益 × (1 - 直近3事業年度平均実効税率 - 直近3事業年度平均非支配株主に 帰属する当期純利益率) × 3.4%
報酬総額 (支給総額) の算定式	親会社株主に帰属する当期純利益 × 3.4%	税金等調整前当期純利益 × (1 - 直近3事業年度平均実効税率 - 直近3事業年度平均非支配株主に 帰属する当期純利益率) × 3.4%

2. 2023年3月期の業績連動報酬の予定額

2022年4月28日発表の「2022年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」において、第77期(2023年3月期)の連結業績予想として親会社株主に帰属する当期純利益を12,800百万円と発表しております。当該連結業績予想における税金等調整前当期純利益は18,400百万円であり第77期における業績連動報酬の予定額は次のとおりとなります。

業績連動報酬の予定額

項目	業績連動金銭報酬 (百万円)	業績連動株式報酬(百万円)
上限額	208 [204]	442 [435]
報酬総額 (支給総額)	104 [102]	442 [435]

(注)1. []には、2022年3月期まで使用していた算定式(但し、業績連動金銭報酬総額(支給総額)の支給率は、0.8%を使用しております。)により計算した上限額と報酬総額(支給総額)を内書きしております。

2. 直近3事業年度平均実効税率の暫定値及び直近3事業年度平均非支配株主に帰属する当期純利益率は次のとおりとなります。表示は小数点第3位を四捨五入しておりますが、計算過程で端数処理は行いません。

項目	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	直近3事業年度平均
実効税率	27.66%	28.24%	29.25%	28.38%
非支配株主に帰属する当期純利益率	1.06%	0.50%	1.14%	0.90%

※2022年3月期の実効税率は、現時点で確定していないため2022年4月28日発表の「2022年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」にて開示した、税金等調整前当期純利益及び法人税等合計より算出した暫定値となります。2022年3月期の確定値は、2022年3月期(第76期)有価証券報告書にて開示予定となります。

第6号議案 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は2011年開催の第65回定時株主総会において、月額500万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮し、報酬額を月額700万円以内と変更することをお願いするものであります。

なお、現在の監査役3名のうち社外監査役は2名であります。第4号議案「監査役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと監査役は4名へ1名増員となり、うち社外監査役は3名となります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 当期の経営成績の概況

当連結会計年度の売上高は97,966百万円（前年同期比21.0%増）、営業利益は17,958百万円（前年同期比28.8%増）、経常利益は18,062百万円（前年同期比30.7%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は11,803百万円（前年同期比23.9%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりです。

当社グループは、事業子会社を基礎としたセグメントから構成されており、「電子機器用部材事業」、「医療・医薬品事業」の2つを報告セグメントとしています。

電子機器用部材事業

リジッド基板用部材については、前年同期と比較し、ディスプレイ関連部材、車載関連部材、民生用関連部材、スマートフォン関連部材等、多くの製品において好調に推移しました。特に、ディスプレイ関連部材はMini LEDディスプレイ向け新製品の高反射白色ドライフィルムが採用され、販売数量の拡大に大きく貢献しました。また、車載関連部材は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞や需要の減少によって世界的に自動車販売台数が低迷した前年同期と比較し、当第3四半期以降車載半導体等の部品不足による自動車の生産調整もあった中成長は緩やかではあるものの、復調した需要に支えられ好調に推移しました。この結果、販売数量は前年同期を上回りました。

半導体パッケージ基板用部材については、前年同期より続く世界的な半導体需要の増加により、高水準で推移しました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大が契機となり、世界的にリモートワークが定着したことや、その結果データ量が飛躍的に増大したこと等を背景として、第5世代移動通信システム（5G）向けをはじめとするデータセンター・インフラ向け設備投資の増加、電子機器の持続的な性能進化や機能付与等が半導体市場の成長を高水準で牽引し、販売数量は前年同期を上回りました。

また、当連結会計年度における期中平均為替レートは、1米ドル112.9円と前年同期の期中平均為替レートである1米ドル106.2円と比較し6.7円の円安に推移したことにより、収益性が向上しました。

その結果、売上高は71,093百万円（前年同期比33.9%増）、セグメント利益は17,082百万円（前年同期比52.4%増）となりました。

医療・医薬品事業

太陽ファルマ株式会社が行う医療用医薬品の製造販売事業については、前年同期の売上高を上回りました。薬価改定の影響があったものの、アストラゼネカPLCの子会社であるアストラゼネカ株式会社より譲り受けた長期収載品4製品の製造販売承認の移管が完了したことや、一部の製品において他社後発医薬品が供給停止となった影響を受け、好調に推移しました。

太陽ファルマテック株式会社が行う医療用医薬品の製造受託事業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制に伴う行動の変化により感染症関連等の一部製品で受託数量の減少が続いたことや、顧客の生産計画変更に伴う生産調整の影響により低調に推移しました。

その結果、売上高は23,467百万円（前年同期比4.4%減）、セグメント利益は2,400百万円（前年同期比37.4%減）となりました。

② 設備投資の状況

当社グループにおける当連結会計年度の有形固定資産並びにソフトウェアへの設備投資額は、115億11百万円でした。その主なものとして、太陽ファルマテック株式会社において61億91百万円、台湾太陽油墨股份有限公司において6億49百万円、TAIYO INK VIETNAM CO., LTD.において6億47百万円実施しました。

なお、当連結会計年度において重要な固定資産の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と限度額210億円の当座借越契約を締結しています。また、当事業年度におきましては、金融機関より借入金を中心に資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業譲受の状況

医療・医薬品事業の展開を目的に当社が設立した子会社の太陽ファルマ株式会社にて、アストラゼネカPLCとの、長期収載品4製品の製造販売承認及び製造販売権等の移管手続きが完了しました。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第73期 2019年3月期	第74期 2020年3月期	第75期 2021年3月期	第76期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売上高 (百万円)	59,389	70,627	80,991	97,966
営業利益 (百万円)	8,099	9,136	13,943	17,958
経常利益 (百万円)	8,014	8,898	13,819	18,062
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,396	3,749	9,529	11,803
1株当たり当期純利益 (円)	76.42	66.01	167.49	209.13
総資産 (百万円)	105,666	142,192	179,001	189,273
純資産 (百万円)	70,520	69,523	76,497	85,466
1株当たり純資産額 (円)	1,238.62	1,217.11	1,348.42	1,522.11

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第73期(2019年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第73期 2019年3月期	第74期 2020年3月期	第75期 2021年3月期	第76期 (当事業年度) 2022年3月期
営業収益 (百万円)	12,403	12,899	7,830	11,747
営業利益 (百万円)	8,356	8,283	2,523	5,252
経常利益 (百万円)	8,318	8,261	2,510	5,002
当期純利益 (百万円)	6,771	4,935	4,116	5,468
1株当たり当期純利益 (円)	117.70	86.87	72.34	96.89
総資産 (百万円)	73,080	110,546	134,874	128,674
純資産 (百万円)	52,115	53,545	52,853	52,715
1株当たり純資産額 (円)	919.76	941.48	936.04	938.85

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第73期(2019年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
太陽インキ製造株式会社	450百万円	100.0%	PWB用SR [*] 等の製造販売
太陽油墨(蘇州)有限公司	20百万米ドル	100.0%	PWB用SR等の製造販売
台湾太陽油墨股份有限公司	310百万台湾ドル	100.0%	PWB用SR等の製造販売
永勝泰科技股份有限公司	313百万台湾ドル	100.0%	PWB用SR等の製造販売
永勝泰油墨(深圳)有限公司	56百万人民元	(100.0%)	PWB用SR等の販売
永盛泰新材料(江西)有限公司	47百万人民元	(100.0%)	PWB用SR等の製造販売
韓国タイヨウインキ株式会社	2,698百万韓国ウォン	100.0%	PWB用SR等の製造販売
TAIYO AMERICA, INC.	2百万米ドル	100.0%	PWB用SR等の製造販売
TAIYO INK VIETNAM CO., LTD.	2,309百万ベトナムドン	100.0%	PWB用SR等の製造販売
TAIYO INK INTERNATIONAL (HK) LIMITED	10百万香港ドル	100.0%	PWB用SR等の販売
太陽油墨貿易(深圳)有限公司	800千米ドル	100.0%	PWB用SR等の販売
TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD	2百万シンガポールドル	100.0%	PWB用SR等の販売
太陽インキプロダクツ株式会社	100百万韓国ウォン	(100.0%)	PWB用SR等の販売
TAIYO TRADING (THAILAND) CO., LTD.	11百万タイバーツ	100.0%	PWB用SR等の販売
太陽ファルマ株式会社	450百万円	100.0%	医療用医薬品の製造販売
太陽ファルマテック株式会社	300百万円	100.0%	医療用医薬品の製造受託
太陽ファインケミカル株式会社	49百万円	100.0%	染料、顔料、薬品及びインクの製造販売
太陽グリーンエナジー株式会社	10百万円	100.0%	自然エネルギーによる発電事業等
株式会社ファンリード	80百万円	100.0%	システムエンジニアリングサービス

※PWB用SR…プリント配線板用ソルダーレジスト

- (注) 1. 太陽インキプロダクツ株式会社に対する当社の議決権比率は、太陽インキ製造株式会社を通じての間接所有分です。
2. 永勝泰油墨（深圳）有限公司に対する当社の議決権比率は、永勝泰科技股份有限公司を通じての間接所有分です。
3. 永盛泰新材料（江西）有限公司に対する当社の議決権比率は、永勝泰科技股份有限公司を通じての間接所有分です。
4. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	太陽ファルマテック株式会社
特定完全子会社の住所	大阪府高槻市明田町4番38号
当社及び当社の完全子会社等における特定完全子会社の株式の帳簿価額	30,571百万円
当社の総資産額	128,674百万円

③ その他の重要な企業結合の状況

DIC株式会社は、当社の議決権を19.95%所有しており、当社はDIC株式会社の持分法適用の関連会社です。

(4) 対処すべき課題

経営環境

当期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）における世界経済は、2020年1月頃から拡大した新型コロナウイルス感染症やロシア連邦・ウクライナ情勢など、経済政策に関する不透明感が高まる状況が継続したことにより停滞し、依然として厳しい事業環境が続いております。

① 電子機器用部材業界

電子機器用部材業界は、エレクトロニクス産業全体の動向の影響を強く受けます。エレクトロニクス産業においては、IoT・AI・仮想空間等の社会への浸透に伴い、データ収集・集積・分析へのニーズが高まっており、それに応えるべく電子機器・部材の技術革新や積極的な研究開発・設備投資が期待されています。特に、第5世代移動通信システム(5G)の普及やオンライン化・リモート化の定着が、半導体をはじめとする関連需要の拡大につながっています。

② 医療・医薬品業界

医療・医薬品業界は医療保険財政への影響から薬価制度の見直しが継続的に進められる中、製薬産業の構造変化や、医療ニーズの多様化が進んでいます。特に、医薬品業界においては、技術革新や産官学連携による革新的医薬品の創出が期待される一方で、医療保険財政が悪化する中、先発医薬品の価格抑制や後発医薬品の使用促進などの医療費抑制政策が図られ、さらなる医療制度改革の議論が続けられています。

経営戦略

このような状況の中、当社は、当社グループが持つ「化学」というキーワードを軸に、当社の経営理念である「楽しい社会」を実現するためグループ全体で各種施策に取り組んでおり、特に以下の施策に重点的に取り組んでいます。

<グループ共通>

① 人材採用及び育成

企業として成長していくには、それを支えていく人材の育成が重要な課題と考えています。自ら目標を立て、目標の実現に向け高い志を持つ自律型人材の育成に取り組んでおります。教育・人事ローテーションといった、従業員が成長し挑戦できる機会を創出していきます。

② グローバル及び多業種にわたる事業展開

当社グループがさらに成長するために、急速な事業環境の変化をとらえつつ、グローバルな競争力を強化していきます。また、当社の保有する経営資源の活用だけではなく、積極的に他社との業務提携や資本提携、M&Aなどを通じ、企業価値の向上を目指してまいります。

③ 社会的課題への取り組み

当社グループは、法令遵守、環境保護、品質管理の徹底、社会貢献を含め企業の社会的責任を全うします。持続的な企業価値の向上に取り組むため様々な施策を展開しています。

環境に対する取り組みとして、自然環境にやさしい「再生可能エネルギー」の普及促進や、将来的な食糧危機を見据え、葉菜や果実の栽培、昆虫養殖などを行っています。

また、社会に対する取り組みとして、地域のイベントやボランティア活動への参加、社員食堂での地元食材の使用など、地域社会に根差した活動を行っています。

コーポレートガバナンスに対する取り組みとして、内部統制システムの強化や、高い水準の独立社外取締役比率など、経営の透明性と健全性を高め、経営環境の変化に迅速に対応できる業務執行とその監督の体制を整えています。

当社グループのステークホルダーから信頼され、共感される企業であり続けるために、これからも事業を通じて社会的責任を果たしていきます。

<電子機器用部材事業>

当社グループの電子機器用部材事業は、主力製品であるソルダーレジスト(SR)の市場において世界トップクラスのシェアを有し、また、海外での売上比率が9割を超えています。このような状況において、当社グループの電子機器用部材事業は、既存SR事業の強化(既存顧客×既存技術)、継続的な新製品の上市の迅速化(既存顧客×新規技術)、用途開発の推進(新規顧客×既存技術)の3つの施策を主として、SRについては市場のシェアを拡大し、その他の電子機器用部材についてはSRに続く利益の柱となるような事業を迅速に立ち上げていくことで、企業グループとして永続的に成長していくことができるものと考えています。

今期は、既存顧客×新規技術として「高反射白色ドライフィルム」がグローバルなICTプラットフォーム企業の製品のバックライトユニットとして採用され、業績に大きく貢献しました。

また、電子機器用部材事業においては特に以下の施策について重点的に取り組んでいます。

① 研究開発体制の整備

当社グループが継続的に事業を生み出すためには、研究開発体制を整備することが重要な課題であると認識しています。時間軸を基準に研究と開発の役割分担を整理し、製品化にとらわれない中長期的な研究に特化した研究チームを編成することで、基礎研究力の向上を図るとともに、実用化に向けた新技術の開発や既存技術の応用を行う開発部門を設置し、基礎研究の成果を新製品の開発に結び付ける力を高めていきます。

また、研究開発のための積極的な設備投資を行い、国内外の優秀な研究者・技術者の採用と育成にも注力していきます。さらに、外部連携を強め更なる事業開発を推進していきます。

② 新製品の迅速な事業化

当社グループでは、新製品の開発は事業化により利益を獲得すること、すなわち、事業開発と同義であると考えています。つきましては、製品化の目処が立ったところで、営業部門・製造部門・開発部門から選抜した専属チームを立ち上げ、一定の責任と権限を付与して新製品の事業化に専念できる環境を構築することにより、製品化から事業化までの障壁を乗り越える力を高めていきます。最近では、ディスプレイ事業プロジェクトを立ち上げ、ディスプレイ関連事業に注力しております。

③ 為替リスク対策

当社グループ製品の販売価格は外貨建となっていることが多く、為替レートの変動が業績の変動につながりやすいため、為替リスク対策が重要な課題であると認識しています。そこで、「地産地販」（「現地（各市場）で販売する製品は現地で生産する」という方針）を推し進めるとともに、原材料の現地調達比率を高めることにより、収入と支出の取引通貨の一致を図っています。

また、これらの施策は同時に顧客ニーズにあった製品の迅速な開発やオーダーリードタイムの短縮といった顧客対応力の強化や、原材料価格の低減、さらには原材料調達先の複数化による事業継続リスクの低減にも資するものとなります。

<医療・医薬品事業>

当社グループの医療・医薬品事業は、国内において急速に進展する少子高齢化等により医療保険財政が悪化する中、先発医薬品の価格抑制や後発医薬品の使用促進などの医療費抑制政策が図られ、更なる医療制度改革の議論が続けられるなど、予見可能性が低下している環境にあります。

このような状況において、当社グループは環境要因に影響されにくい事業形態を模索するとともに、将来を通じて既存製品を安定的に供給するために必要な体制の構築、また医療機関・患者様のニーズに合致した新しい医薬品の提供を目指します。

① 医療用医薬品受託製造事業の継続

第一三共プロファーマ株式会社の高槻工場を会社分割により承継した太陽ファルマテック株式会社を中心に、医薬品製造受託事業を行っております。従来どおり既存のお客様に対する安定供給だけでなく、国内外の受託先との共同開発や提携及び新規の受託案件の獲得も進めております。これにより医療・医薬品事業の幅を広げ、より強固な体制を構築してまいります。

② 医療用医薬品製造販売事業の安定的な継続

太陽ファルマ株式会社は、2020年4月に資産譲受を完了した長期収載品4製品をラインナップに加え、医療用医薬品を確実かつ安定的に医療現場へ提供し続けています。今後も積極的に長期収載品の取得を進めるとともに、新しい医薬品の提供を実現できるよう取り組んでまいります。

③ 医薬品の副作用等リスクへの対策

医薬品の製造販売には、製品回収や販売中止、健康被害に関する賠償責任等に関するリスクが伴います。薬機法※及び関連する規制の遵守を徹底するとともに、必要な賠償責任保険に加入することにより、このような事態が発生した場合の財政的負担を最小限に留めるべく対応していきます。

※薬機法…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、プリント配線板用部材を始めとする電子機器用化学品部材の開発・製造販売及び仕入販売に関する事業、医療用医薬品の製造販売・製造受託に関する事業を行っています。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

太陽ホールディングス株式会社	当 社	本 社	東京都 豊島区
		嵐山事業所	埼玉県 比企郡嵐山町
太陽インキ製造株式会社	連結子会社	本社・工場	埼玉県 比企郡嵐山町
		北九州事業所	福岡県 北九州市
太陽油墨(蘇州)有限公司	連結子会社	本社・工場	中華人民共和国
台湾太陽油墨股份有限公司	連結子会社	本社・工場	台湾
永勝泰科技股份有限公司	連結子会社	本社・工場	台湾
永勝泰油墨(深圳)有限公司	連結子会社	本 社	中華人民共和国
永盛泰新材料(江西)有限公司	連結子会社	本社・工場	中華人民共和国
韓国タイヨウインキ株式会社	連結子会社	本社・工場	大韓民国
TAIYO AMERICA, INC.	連結子会社	本社・工場	アメリカ合衆国
TAIYO INK VIETNAM CO., LTD.	連結子会社	本社・工場	ベトナム社会主義共和国
TAIYO INK INTERNATIONAL(HK)LIMITED	連結子会社	本 社	中華人民共和国
太陽油墨貿易(深圳)有限公司	連結子会社	本 社	中華人民共和国
TAIYO INK INTERNATIONAL(SINGAPORE)PTE LTD	連結子会社	本 社	シンガポール共和国
太陽インキプロダクツ株式会社	連結子会社	本 社	大韓民国
TAIYO TRADING(THAILAND)CO., LTD.	連結子会社	本 社	タイ王国
太陽ファルマ株式会社	連結子会社	本 社	東京都 千代田区
太陽ファルマテック株式会社	連結子会社	本社・工場	大阪府 高槻市
太陽ファインケミカル株式会社	連結子会社	本社・工場	福島県 二本松市
太陽グリーンエナジー株式会社	連結子会社	本 社	埼玉県 比企郡嵐山町
株式会社ファンリード	連結子会社	本 社	東京都 豊島区

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	従業員数			臨時雇用員数		
	当連結会計年度	前連結会計年度	増減 (△は減)	当連結会計年度	前連結会計年度	増減 (△は減)
電子機器用部材事業	1,291名	1,235名	56名	65名	66名	△1名
医療・医薬品事業	410名	397名	13名	72名	50名	22名
その他・全社共通	436名	435名	1名	61名	54名	7名
合計	2,137名	2,067名	70名	198名	170名	28名

- (注) 1. 各事業区分の状況をより適切に表示するため、各事業区分に含む組織を再精査・設定し、当連結会計年度及び前連結会計年度の各項目の人数を再計算しております。
2. 臨時雇用員数は、パートタイム、派遣社員の人数を記載しております。
3. 「その他・全社共通」には、電子機器用部材事業及び医療・医薬品事業に含まれないその他の事業と当社管理部門を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

従業員数			臨時雇用員数		
当事業年度	前事業年度	増減 (△は減)	当事業年度	前事業年度	増減 (△は減)
154名	133名	21名	11名	6名	5名

従業員	平均年齢	平均勤続年数
		39.63歳

(注) 上記従業員数には当社から社外への出向社員を除き、社外から当社への出向社員を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	39百万米ドル
株式会社三井住友銀行	186億円
株式会社みずほ銀行	154億円
株式会社三菱UFJ銀行	107億円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 普通株式 100,000,000株

(注) 2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴う定款変更により発行可能株式総数を50,000,000株から100,000,000株に変更しております。

② 発行済株式の総数 普通株式 58,083,128株

(注) 2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施したことにより、発行済株式の総数は、29,041,564株増加しております。

③ 株主数 6,127名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
D I C 株 式 会 社	11,234千株	19.94%
株 式 会 社 光 和	7,273千株	12.91%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,165千株	10.94%
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND	3,095千株	5.49%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	2,885千株	5.12%
株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行 （ 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 退 職 給 付 信 託 口 ）	2,232千株	3.96%
四 国 化 成 工 業 株 式 会 社	1,490千株	2.64%
東 新 油 脂 株 式 会 社	1,077千株	1.91%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	1,052千株	1.87%
川 原 敬 人	804千株	1.43%

(注) 持株比率は自己株式(1,728,465株)を控除して計算しています。なお、自己株式には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が所有する当社株式（205,420株）を含んでおりません。また、自己株式につきましては、上記大株主からは除外しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式の種類及び数（株）	人数（名）
取締役（業務執行取締役に限る）	普通株式 43,062	3

- (注) 1. 当社の株式報酬制度（業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬）の内容については、「(3) 会社役員の状態 ③当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 イ.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項」（44ページ）に記載しております。
2. 上記のうち15,862株は譲渡制限付株式報酬制度による、27,200株は業績連動株式報酬制度による当社普通株式の交付数であります。

- ⑥ その他の株式に関する重要な事項
該当事項はございません。

- (2) 新株予約権等の状況
該当事項はございません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	佐 藤 英 志	グループ最高経営責任者(CEO) リスクマネジメンツ担当役員 太陽インキ製造株式会社取締役会長 太陽ファルマ株式会社代表取締役社長 太陽油墨(蘇州)有限公司董事 永勝泰科技股份有限公司董事 太陽ファルマテック株式会社代表取締役社長
取 締 役	竹 原 栄 治	専 務 執 行 役 員 コンプライアンス・オフィサー 研究本部担当役員 太陽グリーンエナジー株式会社取締役
取 締 役	齋 藤 齊	専 務 執 行 役 員 ディスプレイ事業プロジェクト担当役員 太陽インキ製造株式会社取締役社長 太陽油墨(蘇州)有限公司董事長 太陽油墨貿易(深圳)有限公司董事長 台湾太陽油墨股份有限公司董事長 韓国タイヨウインキ株式会社理事 TAIYO AMERICA, INC. Director TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD Director 永勝泰科技股份有限公司董事長 永勝泰油墨(深圳)有限公司董事長 太陽インキプロダクツ株式会社理事 TAIYO TRADING (THAILAND) CO., LTD. Director TAIYO INK VIETNAM CO., LTD. Chairman 永盛泰新材料(江西)有限公司董事 泰必豊半導体材料(深圳)有限公司董事
取 締 役	玉 木 淑 文	DIC株式会社代表取締役 副社長執行役員 社長補佐
取 締 役	樋 爪 昌 之	樋爪昌之公認会計士事務所 所長 税理士法人ひづめ会計代表社員
取 締 役	土 屋 恵 子	アデコ株式会社 取締役 日本軽金属ホールディングス株式会社社外取締役 一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブ理事
取 締 役	青 山 朝 子	日本電気株式会社グローバルファイナンス本部長 企業会計審議会 臨時委員

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	鎌田由美子	株式会社ONE・GLOBAL代表取締役 株式会社みちのく銀行社外取締役 株式会社ルミネ非常勤取締役 株式会社民間資金等活用事業推進機構社外取締役
常勤監査役	堺 昭 人	
常勤監査役	杉 浦 秀 徳	太陽ファルマテック株式会社監査役
監査役	大 木 勝	

- (注) 1. 取締役樋爪昌之氏、取締役土屋恵子氏、取締役青山朝子氏及び取締役鎌田由美子氏の4名は、社外取締役です。なお、当社は同4名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
2. 常勤監査役堺昭人氏及び常勤監査役杉浦秀徳氏は、社外監査役です。なお、当社は同2名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 常勤監査役堺昭人氏は、これまで培ってきたビジネス経験から、財務・会計・法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 常勤監査役杉浦秀徳氏は、証券・金融業界における業務経験を有するほか、金融の専門家として大学の教授、講師を経験しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役大木勝氏は、当社の経理財務部長を経験しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりです。

氏名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
齋藤 斉	ディスプレイ事業準備室担当	ディスプレイ事業プロジェクト担当	2021年 4月 1日
	—	太陽油墨（蘇州）有限公司董事長	2021年 10月 1日
	—	太陽油墨貿易（深圳）有限公司董事長	2021年 10月 1日
	永勝泰科技股份有限公司董事長	永勝泰科技股份有限公司董事長	2021年 10月 1日
	永勝泰油墨（深圳）有限公司董事長	永勝泰油墨（深圳）有限公司董事長	2021年 10月 1日
	—	永盛泰新材料（江西）有限公司董事長	2021年 10月 1日
	—	泰必豊半導体材料（深圳）有限公司董事長	2022年 1月 1日
	太陽油墨貿易（深圳）有限公司董事長	太陽油墨貿易（深圳）有限公司董事長	2022年 1月 1日
鎌田由美子	韓国タイヨウインキ株式会社代表理事会長兼CEO	韓国タイヨウインキ株式会社理事	2022年 1月 1日
	太陽インキプロダクツ株式会社代表理事会長兼CEO	太陽インキプロダクツ株式会社理事	2022年 1月 1日
鎌田由美子	—	株式会社民間資金等活用事業推進機構社外取締役	2021年 6月 16日

7. 2022年4月1日以降における取締役及び監査役の「担当及び重要な兼職の状況」の異動は次のとおりです。

氏名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
佐藤英志	—	医療・医薬品カンパニーCEO	2022年 5月 1日
齋藤 斉	—	エレクトロニクスカンパニーCEO	2022年 5月 1日
青山朝子	日本電気株式会社グローバルファイナンス本部長	日本電気株式会社執行役員	2022年 4月 1日

8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社及び「1. 企業集団の現況 (6) 主要な営業所及び工場」に記載の日本国内に本社の存する当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び費用を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年ごとに契約更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

9. 当社と各取締役及び各監査役との間には補償契約の締結はございませんが、注8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等に記載のとおり、役員等賠償責任保険契約の補償範囲に会社法第430条の2第1項第1号に規定の費用及び同項第2号規定の損失が含まれており、当該保険料は全額当社が負担しております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はございません。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について、報酬諮問委員会の答申を受け、2021年6月19日開催の取締役会において以下のとおり決定しております。

取締役報酬制度は、業務執行取締役（会社法第363条第1項各号に掲げる取締役をいいます。以下同じです。）に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業務執行取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

取締役に対する確定金額報酬の額並びに業務執行取締役に対する業績連動金銭報酬、業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬の支給額又はその算定方法、支給時期、配分等については、株主総会でご承認いただいた範囲内で報酬諮問委員会にて審議された答申内容を尊重し、取締役会において、決定します。短期、中期、長期のインセンティブプランを設定することで、業務執行取締役に対して中長期的な企業価値向上への動機付けを与えると同時に、優秀なトップマネジメント人材の獲得とリテンションを図り、株式報酬制度によって業務執行取締役に株式を交付することで、株主としての意識の醸成を図ることができます。

当事業年度に係る役員報酬制度と取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

項目	確定金額報酬	業績連動金銭報酬	業績連動株式報酬	譲渡制限付株式報酬
目的	－	短期インセンティブ	中期インセンティブ	長期インセンティブ
報酬の種類	金銭	金銭	株式	株式
対象となる役員	業務執行取締役 ^(注1) 非業務執行取締役 監査役	業務執行取締役 ^(注1)	業務執行取締役 ^(注1)	業務執行取締役 ^(注1)

項 目	確定金額報酬	業績連動 金銭報酬	業績連動 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬
報酬の概要	固定の月額報酬を金銭で支給	各事業年度に係る親会社株主に帰属する当期純利益を指標として算出した報酬総額を役位に応じて配分し、金銭で支給	各事業年度に係る親会社株主に帰属する当期純利益を指標として算出した報酬総額を役位に応じて配分し、当社の普通株式の払込資金として金銭で支給	支給対象期間の職務執行の対価として役位別に設定し、現物出資財産として、当社普通株式の割当に応じて払い込むことに同意等することを前提に金銭報酬債権で支給
株主総会の決議の年月日	(取締役) 2010年6月29日 第64回定時株主総会 (監査役) 2011年6月28日 第65回定時株主総会	2014年6月20日 第68回定時株主総会	2021年6月19日 第75回定時株主総会	2021年6月19日 第75回定時株主総会
株主総会の決議の内容	(取締役) 全ての取締役に対する確定金額報酬を総額3億円以内とすること (監査役) 月額500万円以内とすること	業務執行取締役に対する業績連動金銭報酬を各事業年度における連結当期純利益 ^(注2) の1.6%以内の金銭とすること	業務執行取締役に対する業績連動株式報酬を各事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益の3.4%以内の金銭（当社が新たに発行又は処分する普通株式取得の払込資金とすることを前提とする。）とすること及び業績連動株式報酬として当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1事業年度当たり、200,000株（以下「業績連動株式発行上限数」といいます。） ^(注4) 以内とすること	譲渡制限付株式報酬（譲渡制限付株式の付与のための金銭債権）を年額3億円以内とすること及び譲渡制限付株式報酬として当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1事業年度当たり80,000株（以下「譲渡制限付株式発行上限数」といいます。） ^(注5) 以内とすること
役員の員数 (株主総会 終結時)	(取締役)6名 (監査役)4名 (うち社外監査役3名)	5名	3名	3名

項目	確定金額報酬	業績連動金銭報酬	業績連動株式報酬	譲渡制限付株式報酬
業績連動報酬等・非金銭報酬等以外の報酬等の額又は算定方法の決定方針	(取締役) 各取締役への支給額については、役位別に月額報酬を設定 (監査役) 監査役協議により決定	—	—	—
業績連動報酬等の業績指標の内容及び額若しくは数の算定方法の決定方針	—	(注3)	(注4)	—
非金銭報酬等の内容及び額若しくは数又は算定方法の決定方針	—	—	(注4)	(注5)
指標に「親会社株主に帰属する当期純利益」を選択した理由	—	<p>当社の取引先、従業員、金融機関、国、地方自治体等の利害関係者への分配を行った後の、株主の皆様へに帰属する成果の一部を業務執行取締役へに分配する形となるため、価値共有を進めるといった目的達成の観点からすれば、合理的な指標であると考えております。業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬ともに、親会社株主に帰属する当期純利益に連動して額が増減し、親会社株主に帰属する当期純利益がゼロ以下（赤字）の場合には支給されないため、親会社株主に帰属する当期純利益が低い水準（赤字を含みます）になると、業務執行取締役の報酬も低い水準となります。</p>		—

項 目	確定金額報酬	業績連動 金銭報酬	業績連動 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬
各報酬等の種類別の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針	<p>固定的に支給され、価値が変動しない確定金額報酬は相対的に低い水準におさえ、業績や株価に連動した報酬の比率を高めること、特に長期的には業績に連動してその価値（株価）が変動することとなる株式による報酬が過半数を占めるように設計することを、支給割合の決定に関する方針としています。</p> <p>また、株式による報酬について、譲渡制限付株式報酬は長期的なインセンティブとして安定的に支給することとし役位別の固定額を基礎とした株式数を付与し、業績連動株式報酬は業績により0（ゼロ）となることもあります。業績の成長に伴い譲渡制限付株式報酬で付与される株式数と比して多く付与される設計とし、役位が上がるにつれ、株式による報酬の比率が高くなることを支給割合の決定に関する方針としています。</p>			
報酬等を与える時期又は条件の決定方針	毎月支給	各事業年度の定時株主総会后1カ月以内に支給	各事業年度の定時株主総会后1カ月以内に支給	支給対象期間となる前事業年度の定時株主総会后2カ月以内に支給
個人別報酬等の内容の決定方法	<p>取締役会は、報酬諮問委員会より受けた報酬方針、具体的な算定方法に関する答申内容を尊重し、株主総会でご承認いただいた範囲内かつ当該答申内容の範囲内で、取締役の報酬額を決議しております。</p>			

- (注) 1. 業務執行取締役とは、法人税法施行令第69条第9項第1号に該当する取締役をいいます。
2. 2013年9月に行われた会計基準の改正により、従来、連結損益計算書において「当期純利益」と表示していた金額を、第70期事業年度以降においては「親会社株主に帰属する当期純利益」と表示することとなりました。そのため、業績連動金銭報酬は、「親会社株主に帰属する当期純利益」を指標として支給されておりますが、従前からの指標を変更するものではありません。
3. 業績連動金銭報酬
業績連動金銭報酬は、イ)算定式により算出される支給対象となる各事業年度（業績連動金銭報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度）の報酬総額を当該事業年度の役位に応じて配分し、金銭で支給します。
- イ) 算定式
業績連動金銭報酬総額＝親会社株主に帰属する当期純利益×1.6%
- ・取締役会で決定する確定額を上限とします
 - ・親会社株主に帰属する当期純利益がゼロ以下の場合には業績連動金銭報酬を支給いたしません
 - ・親会社株主に帰属する当期純利益の百万円未満は、切り捨てとします

ロ) 各人への配分

各業務執行取締役への支給額は、業績連動金銭報酬総額に役位に応じたポイントを乗じ、全業務執行取締役のポイントの合計数で除した金額とします。各役位のポイントは、毎期、役位別の人員数、職責を勘案し、報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会にて決定いたします。業務執行取締役が、業績連動金銭報酬の支給対象期間（業績連動金銭報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前々事業年度に係る定時株主総会の日から前事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。）の途中で退任（業務執行取締役ではなくなった場合を含みます。以下同じです。）した場合、支給対象期間の開始日が属する月の翌月から起算して退任した日が属する月までの月数に応じポイントを調整したうえで支給します。

4. 業績連動株式報酬

業績連動株式報酬は、イ) 算定式により算出される支給対象となる事業年度（業績連動株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度）の報酬総額を当該事業年度の役位に応じて配分し、当社の普通株式の払込資金として金銭で支給します。当社は、業績連動株式報酬の支給を受けた各業務執行取締役に対して、業績連動株式発行上限数（200,000株。なお、2021年6月19日開催の第75回定時株主総会においては100,000株として決議をされましたが、その後、2021年10月1日をもって当社の普通株式1株を2株に分割したため、当該上限数は、200,000株に変更されております。）以内で新株発行又は自己株式の処分の方法により、当社の普通株式を割り当てることとし、各業務執行取締役は、支給を受けた業績連動株式報酬金額（但し、業績連動株式報酬相当額に対応する所得税、住民税その他の租税及び社会保険料に相当する金額、払い込みに要する手数料並びに単元株式数の株式に係る払込金額に満たない金額等を除きます。以下、同じです。）を払い込むこととします。

なお、業績連動株式報酬は、業務執行取締役が支給を受ける業績連動株式報酬金額を当社が新たに発行又は処分する普通株式の割当に応じて払い込むことに同意しており、当社との間において、一定の譲渡制限期間（払込期日から3年間）、割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない旨等の一定の内容を含む業績連動株式割当契約を締結することを条件として支給するものとします。

但し、業績連動株式報酬においては、法令、司法機関の判断等により、当社が各業務執行取締役に対して普通株式の発行又は処分を行うことができない場合には、業績連動株式報酬として金銭を支給するのものとします。

業績連動株式報酬制度に基づき発行又は処分すべき普通株式の数が、業績連動株式発行上限数又は対象者持株上限数(*)を超える場合には、超過した数の株式相当額は業績連動株式報酬として金銭で支給します。また、業務執行取締役から業績連動株式報酬の支給を受ける権利を相続した者に対しては、業績連動株式報酬として金銭を支給するのものとします。

(*)については、後述の「(割当の条件)」(49ページ)をご参照ください。

イ) 算定式

業績連動株式報酬総額 = 親会社株主に帰属する当期純利益 × 3.4%

- ・取締役会で決定する確定額を上限とします
- ・親会社株主に帰属する当期純利益がゼロ以下の場合には業績連動株式報酬を支給いたしません
- ・親会社株主に帰属する当期純利益の百万円未満は、切り捨てとします

ロ) 各人への配分

各業務執行取締役への支給額は、業績連動株式報酬総額に役位に応じたポイントを乗じ、全業務執行取締役のポイントの合計数で除した金額とします。各役位のポイントは、毎期、役位別の人員数、職責を勘案し、報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会にて決定いたします。業務執行取締役が、業績連動株式報酬の支給対象期間（業績連動株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前々事業年度に係る定時株主総会の日から前事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。）の途中で退任（業務執行取締役ではなくなった場合を含みます。以下同じです。）した場合、支給対象期間の開始日が属する月の翌月から起算して退任した日が属する月までの月数に応じポイントを調整したうえで支給します。

5. 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬の総額は3億円以内となります。各業務執行取締役への譲渡制限付株式報酬としての金銭報酬債権の支給額については、譲渡制限付株式報酬の支給対象期間（譲渡制限付株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度に係る定時株主総会の日から当該特定の事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。）の職務執行の対価として普通株式を割り当てられた時点の役位別に設定します。

譲渡制限付株式報酬は、業務執行取締役が支給を受けた金銭報酬債権の全部を現物出資財産として、譲渡制限付株式発行上限数（80,000株。なお、2021年6月19日開催の第75回定時株主総会においては40,000株として決議をされましたが、その後、2021年10月1日をもって当社の普通株式1株を2株に分割したため、当該上限数は、80,000株に変更されております。）以内で当社が新たに発行又は処分する当社の普通株式の割当に応じて払い込むことに同意しており、当社との間において、①一定の譲渡制限期間（払込期日から10年間）、割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない旨や②譲渡制限期間中に一定の事由が生じた場合には、当該株式を当社が無償で取得する旨等の一定の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること、また、業務執行取締役が当該割当に係る新株発行又は自己株式処分の払込期日の直前時において当社の業務執行取締役の地位にあること、当該割当に係る新株発行又は自己株式処分が撤回又は差止めその他の事由に基づいて中止されていないことを条件として支給するものとします。

6. 株式報酬制度は、譲渡制限付株式報酬に関する譲渡制限付株式報酬制度と業績連動株式報酬に関する業績連動株式報酬制度の2種類の制度からなり、以下のa)～d)を条件として、当社が新たに発行又は処分する普通株式を業務執行取締役に割り当てます。

(割当の条件)

- a) ある事業年度における株式報酬制度により当社が発行又は処分する普通株式の数の合計は、当該普通株式を引き受ける業務執行取締役（当該引受の時点において当社の業務執行取締役である者に限ります。）全員が所有する普通株式と合算して、2,840,000株（2021年6月19日開催の第75回定時株主総会においては1,420,000株として決議をされましたが、その後、2021年10月1日をもって当社の普通株式1株を2株に分割したため、当該上限数は、2,840,000株に変更されております。）に満たない数（以下「対象者持株上限数」といいます。）とします。
- b) 譲渡制限付株式発行上限数、業績連動株式発行上限数及び対象者持株上限数は、当社の普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他当該各上限数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該上限数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとします。
- c) 株式報酬制度それぞれに基づき割り当てられる数については、譲渡制限付株式報酬制度に基づき割り当てられる普通株式の数を優先して決定するものとします。

- d) 株式報酬制度に基づき割り当てられる当社の普通株式1株当たりの払込金額は、原則として、当該発行又は処分する普通株式に係る募集事項の決定に係る各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とし、当該普通株式を引き受ける業務執行取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定します。
7. 2022年6月18日開催予定の第76回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただくことを条件として、業績連動金銭報酬と業績連動株式報酬の一部を変更する予定であります。変更の内容は、招集通知23ページ「1. 取締役の業績連動報酬制度の変更の内容」、25ページ（ご参考）「1. 2023年3月期業績連動報酬制度について」及び26ページ「2. 2023年3月期の業績連動報酬の予定額」をご参照ください。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬諮問委員会が「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に基づき総合的に審議のうえ取締役会に答申し、取締役会はその答申内容を尊重して決定し運用されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				人数 (名)
		金銭報酬		非金銭報酬等		
		確定 金額報酬	業績連動 金銭報酬	業績連動 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	804 (40)	130 (40)	188 (-)	401 (-)	83 (-)	8 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	49 (43)	49 (43)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	853 (84)	180 (84)	188 (-)	401 (-)	83 (-)	11 (6)

(注) 1. 当事業年度末日の取締役は8名（うち社外取締役は4名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）です。

2. 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績等

	目 標*	実 績
親会社株主に帰属する当期純利益	8,300百万円	11,803百万円

※目標は、2021年4月30日発表の「2021年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」において、第76期（2022年3月期）の連結業績予想として発表された親会社株主に帰属する当期純利益を記載しております。

3. 非金銭報酬等の内容

当事業年度に支給された非金銭報酬等は、2021年7月1日開催の取締役会の決議に基づき、業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を支給（払込期日：2021年7月16日、払込金額：5,250円/株）しております。

	業績連動株式報酬	譲渡制限付株式報酬
対象者	業務執行取締役：3名	業務執行取締役：3名
株式数	27,200株	15,862株
譲渡制限期間	2021年7月16日～2024年7月15日	2021年7月16日～2031年7月15日

④ 社外役員に関する事項（2022年3月31日現在）

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役樋爪昌之氏は、樋爪昌之公認会計士事務所の所長及び税理士法人ひづめ会計の代表社員です。樋爪昌之公認会計士事務所及び税理士法人ひづめ会計と当社との間には特別の関係はございません。
- ・社外取締役土屋恵子氏は、アデコ株式会社の取締役、日本軽金属ホールディングス株式会社の社外取締役及び一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブの理事です。アデコ株式会社、日本軽金属ホールディングス株式会社及び一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブと当社との間には特別の関係はございません。
- ・社外取締役青山朝子氏は、日本電気株式会社のグローバルファイナンス本部長及び企業会計審議会の臨時委員です。日本電気株式会社及び企業会計審議会と当社との間には特別の関係はございません。
- ・社外取締役鎌田由美子氏は、株式会社ONE・GLOCALの代表取締役、株式会社みちのく銀行の社外取締役、株式会社ルミネの非常勤取締役及び株式会社民間資金等活用事業推進機構社外取締役です。株式会社ONE・GLOCAL、株式会社みちのく銀行、株式会社ルミネ及び株式会社民間資金等活用事業推進機構と当社との間には特別の関係はございません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況
 ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（10回開催）		監査役会（11回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 樋爪 昌之	10回	100%	—	—
取締役 土屋 恵子	10回	100%	—	—
取締役 青山 朝子	10回	100%	—	—
取締役 鎌田 由美子	10回	100%	—	—
監査役 堺 昭人	10回	100%	11回	100%
監査役 杉浦 秀徳	10回	100%	11回	100%

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

・取締役会又は監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役樋爪昌之氏は、主に公認会計士としての専門的知識と豊富な経験に基づき、特に投資案件や新型コロナウイルス感染症対策をはじめとするリスクマネジメントについて取締役会で積極的に発言をしており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長を兼任し、開催されたすべての回に参加し、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における牽制並びに諮問機能を主導しております。

取締役土屋恵子氏は、人事分野における豊富な経験に基づき、人事部門及び人的資本の強化に関する事項、特に多様性の確保・活用のためのグローバル視点での人事施策やバリューの制定について取締役会で積極的に発言をしており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員を兼任し開催されたすべての回に参加し、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における牽制並びに諮問機能を担っております。

取締役青山朝子氏は、公認会計士としての知識と豊富な経験及びこれまでの企業経営並びに業務執行の経験に基づき、特に当社のM&Aや設備投資を含むような投資案件、グループ全体の中長期の財務指標や方針等において取締役会で積極的に発言をしており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員を兼任し開催されたすべての回に参加し、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における牽制並びに諮問機能を担っております。

取締役鎌田由美子氏は、新規事業開発及び顧客サービス分野における企業経営並びに業務執行の豊富な経験と知見に基づき、特に新規事業やサステナビリティについて取締役会で積極的に発言をしており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員を兼任し開催されたすべての回に参加し、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における牽制並びに諮問機能を担っております。

監査役堺昭人氏は、これまで培ってきたビジネス経験に基づき、監査役杉浦秀徳氏は、金融に関する豊富な経験と知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問し、意見を述べています。また、監査役堺昭人氏、監査役杉浦秀徳氏のいずれも、参加した監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役又は監査役が、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限り、法令が定める最低責任限度額としています。これに基づき、社外取締役である樋爪昌之氏、土屋恵子氏、青山朝子氏及び鎌田由美子氏並びに社外監査役である堺昭人氏及び杉浦秀徳氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	92百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	110百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、当事業年度の会計監査人の監査計画における業務内訳、監査時間及び報酬額の見積りの妥当性について、前事業年度の監査実績の分析と評価を踏まえ精査した結果、会計監査人の報酬等につき同意しています。
3. 当社の重要な海外子会社のうち、太陽油墨（蘇州）有限公司、TAIYO INK INTERNATIONAL (HK) LIMITED、太陽油墨貿易（深圳）有限公司、永勝泰科技股份有限公司、永勝泰油墨（深圳）有限公司、永盛泰新材料（江西）有限公司については、PricewaterhouseCoopersのメンバーファームの監査を受けており、これらに対する報酬等の額は37百万円です。
4. 当社の重要な海外子会社のうち、韓国タイヨウインキ株式会社、太陽インキプロダクツ株式会社、台湾太陽油墨股份有限公司、TAIYO INK INTERNATIONAL(SINGAPORE)PTE LTD、TAIYO TRADING (THAILAND) CO., LTD.、TAIYO AMERICA,INC.、TAIYO INK VIETNAM CO., LTD.については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

③ 非監査業務の内容

該当事項はございません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はございません。

(5) 業務の適正を確保するための体制（2022年3月31日現在）

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は、以下のとおりです。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 「CSR理念」と「行動規範」を制定し、取締役・使用人に周知徹底する。
 - ロ. 取締役会規程、職務分掌規程及び職務権限表並びに稟議規程において、取締役及び使用人の職務範囲と権限並びに決裁手続きを明確にし、相互の牽制が機能する体制を推進する。
 - ハ. 執行部門から独立した「内部監査部門」を設け、その監査結果を取締役会、監査役会に報告し、必要に応じ会計監査人にも報告を行う。
 - ニ. 社内担当者及び社外弁護士を受付窓口とする内部通報体制を運営する。
 - ホ. 取締役1名を「コンプライアンス・オフィサー」として選任する。取締役・監査役・使用人で構成する「倫理委員会」を設け、倫理・法令遵守上の重要問題を審議する。使用人から「倫理担当」を選任し活動を推進する。
 - ヘ. コンプライアンス・オフィサーは倫理・法令遵守の状況について定期的を取締役会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 取締役1名を「リスクマネジメント担当取締役」として選任する。
 - ロ. 通常業務のリスクについては、リスク管理規程に基づき業務担当部門においてリスクの評価・対応を行う。また、必要に応じリスクマネジメント委員会を組成し、グループ全体の横断的なリスク管理を行い、リスクの低減及びその防止を図る。
 - ハ. 緊急事態の発生時においては、リスク管理規程並びにエスカレーションフローに基づき迅速な報告、情報共有及び対応策を検討・策定・実施する。また、必要に応じて緊急対策本部を設置し、当該本部指揮のもと、被害（損失）の最小化を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会を原則として月1回開催し（前月または翌月に統合して開催する場合あり）、また必要に応じて臨時取締役会を開催して重要事項につき機動的な意思決定を行う。
 - ロ. 組織規程、職務分掌規程、職務権限表において業務執行に係る責任と執行手続を規定する。
 - ハ. 中期経営計画及び年度経営計画を策定し、また各組織のミッション、中期的・短期的取組課題を設定する。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 主たる子会社各社の担当取締役を定めて経営上の指導を行う。
 - ロ. 当社の執行役員及び子会社の代表者により構成される執行役員会を原則として四半期毎に開催し、企業集団の横断的問題につき審議する。
 - ハ. 子会社の経営については自主性を尊重しつつ「子会社管理規程」及び「子会社共通職務権限表」に基づき当社の決裁、当社への報告を行うこととし、これにより子会社経営の管理を行うこととする。
- 二. 内部監査部門、経理財務部門、監査役、会計監査人は必要に応じて子会社を往査する。
- ホ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、グループ企業全てに適用される「CSR理念」を定め、グループ各社において「CSR理念」に基づく行動規範を定める。
- ⑥ 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役が職務を補助する者を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役スタッフを配置し、当該監査役スタッフは、監査役の指示に対し、監査役の指揮管理のもと専任して行う。
 - ロ. 監査役スタッフの人事評価については監査役の同意を必要とする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- イ. 取締役は、法定の事項に加え法令・定款違反があること、又は当社及び子会社の業績に影響を与える重要な事項があることを発見したときは監査役に都度報告する。
 - ロ. 使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款違反があることを発見したときは、監査役に直接報告ができるものとする。なお、報告者の氏名等の秘密は厳守し、報告者が報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する。
- ⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は取締役会に加え、執行役員会その他の重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な書類の閲覧を行い、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることとする。
 - ロ. 監査役は会計監査人と監査計画、監査結果等について意見交換を行うなど相互に連携を取りながら監査を実施している。
 - ハ. 執行部門から独立した内部監査部門を設置し、内部監査部門は内部監査の結果を監査役に報告、討議するなど監査役と緊密な連携を保っている。

二、当社は監査役の職務の執行に生ずる費用について、毎年予算計上をし、また、緊急に発生する監査費用についても相当な費用を支出する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムの構築及び運用を行い、その体制が適正に機能することを継続的に評価並びに必要な是正を行うことにより、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出を行う。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会的秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力からの不法・不当な要求には一切応じることなく、当社がこのような団体又は個人から不当な要求を受けた場合は、警察等関連機関とも連携して組織的に毅然とした態度で対応する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当連結会計年度における当社の内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンス

当社は、「コンプライアンス・マニュアル」を始め倫理・法令遵守に関する社内規程を整備し、また、倫理委員会を定期的で開催しコンプライアンス活動を推進しました。

- ・従業員研修を行いコンプライアンス意識の高揚を図りました。
- ・コンプライアンス・オフィサーは、倫理・法令遵守状況について四半期毎に取締役会に報告しました。
- ・職務権限表、稟議規程などの決裁権限に係る社内規定の見直しを実施しました。
- ・新規取引先選定時のチェック手順を見直し、反社会的勢力排除の体制を整備しました。

② 長期経営構想の策定

当社は、単年度経営計画に加え、より長期的視点に立った7つの基本方針からなる長期経営構想「Beyond Imagination 2030」を策定しました。

③ リスクマネジメント

当社は、「リスク管理規程」を整備し、インシデント発生時の対応方法を構築しました。

- ・定期的に防災訓練やマニュアルの見直しを実施しました。
- ・新型コロナウイルス感染症のためリスクマネジメント委員会を組成し、各子会社の所属する国や地域の情報並びに各子会社の状況を収集・共有のうえ、グループでの対応方針を検討・策定・実施しています。

④ 監査役の監査体制

監査役は、監査役監査計画に基づき監査体制を整備し監査を実施しました。

- ・取締役会、執行役員会、倫理委員会等の重要な会議に出席し、意思決定、決議・報告等が法令・定款に基づいて適正になされているかを検証し適宜意見を述べました。
- ・取締役会資料、稟議書、契約書等の重要書類を閲覧し、意思決定過程や決裁手続き等の適切性を確認しました。
- ・グループ会社を往査し、業務活動の効率性、適法性について検証しました。
- ・会計監査人から監査実施状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ・監査役業務を補助する者として当社の使用人から監査役スタッフを配置しています。
- ・監査結果の相互共有等、内部監査部門との連携により監査の実効性と効率性の向上を図りました。

⑤ 内部監査部門による内部監査

内部監査課は、内部監査計画に基づき内部監査を実施しました。

- ・当社各部門及びグループ会社の内部監査を実施し必要な是正を求めました。
- ・内部監査の結果を定期的に監査役に報告し、また、監査結果についての意見交換を行い監査役との連携を図りました。

⑥ 財務報告に係る内部統制

内部統制推進課は、内部統制基本計画書に基づき内部統制評価を実施しました。

- ・当社及び評価対象グループ会社の内部統制評価を実施し、内部統制システムの有効性の確認及びリスク低減のための改善を行いました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

特に定めていません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、現金による株主の皆様への利益還元を最重要政策の一つと位置付けており、継続的かつ安定的に高水準の利益還元を実施しています。株主資本配当率を目標指標とし、「連結決算を基準に株主資本配当率を中長期的に5%以上とすること」を目標としています。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 連 結 会 計 年 度 末	前 連 結 会 計 年 度 末 (ご 参 考)	科 目	当 連 結 会 計 年 度 末	前 連 結 会 計 年 度 末 (ご 参 考)
	金 額	金 額		金 額	金 額
流 動 資 産	98,766	92,937	流 動 負 債	49,403	38,107
現 金 及 び 預 金	51,557	54,705	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	9,255	7,907
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	27,558	22,527	短 期 借 入 金	13,232	10,494
商 品 及 び 製 品	8,096	6,621	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	16,537	11,391
仕 掛 品	1,573	1,530	未 払 金	5,105	3,936
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	6,714	5,297	未 払 法 人 税 等	2,541	1,434
そ の 他	3,397	2,332	賞 与 引 当 金	1,308	907
貸 倒 引 当 金	△131	△77	そ の 他 の 引 当 金	82	139
固 定 資 産	90,507	86,063	そ の 他	1,338	1,894
有 形 固 定 資 産	52,255	46,348	固 定 負 債	54,403	64,397
建 物 及 び 構 築 物	20,567	16,458	繰 延 税 金 負 債	3,502	2,862
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	10,450	11,131	長 期 借 入 金	48,383	59,333
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,906	1,332	退 職 給 付 に 係 る 負 債	116	150
土 地	13,969	11,827	そ の 他 の 引 当 金	87	87
建 設 仮 勘 定	4,031	4,464	資 産 除 去 債 務	1,025	853
そ の 他	1,329	1,134	そ の 他	1,287	1,110
無 形 固 定 資 産	32,058	34,949	負 債 合 計	103,806	102,504
の れ ん	5,972	6,404	純 資 産 の 部		
販 売 権	17,483	19,508	株 主 資 本	79,916	74,184
顧 客 関 連 資 産	5,952	6,428	資 本 金	9,612	9,499
そ の 他	2,650	2,608	資 本 剰 余 金	14,734	14,985
投 資 そ の 他 の 資 産	6,192	4,765	利 益 剰 余 金	60,321	53,065
投 資 有 価 証 券	3,183	2,766	自 己 株 式	△4,752	△3,365
関 係 会 社 株 式	830	166	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	5,549	1,954
繰 延 税 金 資 産	460	272	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	321	203
退 職 給 付 に 係 る 資 産	410	305	為 替 換 算 調 整 勘 定	5,187	1,751
そ の 他	1,482	1,427	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	40	△0
貸 倒 引 当 金	△174	△171	非 支 配 株 主 持 分	1	357
資 産 合 計	189,273	179,001	純 資 産 合 計	85,466	76,497
			負 債 純 資 産 合 計	189,273	179,001

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	当連結会計年度	前連結会計年度 (ご参考)
	金 額	金 額
売上高	97,966	80,991
売上原価	55,099	46,125
売上総利益	42,866	34,865
販売費及び一般管理費	24,908	20,922
営業利益	17,958	13,943
営業外収益	890	393
受取利息	48	47
受取配当金	26	25
受取補助金	286	-
補償収入	136	74
業務委託料	188	41
投資事業組合運用益	14	43
その他	189	160
営業外費用	786	517
支払利息	261	228
支払手数料	11	10
固定資産除却損	109	90
為替差損	158	118
投資有価証券評価損	199	-
その他	46	70
経常利益	18,062	13,819
特別損失	1,102	445
関係会社株式評価損	-	246
減損	1,102	199
税金等調整前当期純利益	16,959	13,374
法人税、住民税及び事業税	4,564	3,031
法人税等調整額	396	745
当期純利益	11,998	9,597
非支配株主に帰属する当期純利益	194	67
親会社株主に帰属する当期純利益	11,803	9,529

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月 1日から
2022年3月31日まで)

当連結会計年度

(単位 百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当連結会計年度期首残高	9,499	14,985	53,065	△3,365	74,184
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△4,547		△4,547
親会社株主に帰属する 当期純利益			11,803		11,803
連結子会社株式の取得による 持分の増減		△363			△363
新株の発行	113	113			226
自己株式の取得				△1,500	△1,500
自己株式の処分				113	113
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	113	△250	7,256	△1,387	5,731
当連結会計年度末残高	9,612	14,734	60,321	△4,752	79,916

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 額	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	203	1,751	△0	1,954	357	76,497
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△4,547
親会社株主に帰属する 当期純利益						11,803
連結子会社株式の取得による 持分の増減						△363
新株の発行						226
自己株式の取得						△1,500
自己株式の処分						113
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	117	3,436	40	3,594	△356	3,237
当連結会計年度変動額合計	117	3,436	40	3,594	△356	8,969
当連結会計年度末残高	321	5,187	40	5,549	1	85,466

前連結会計年度（ご参考）

（単位 百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	9,428	14,913	47,260	△1,950	69,651
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△3,724		△3,724
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,529		9,529
連結子会社株式の取得による 持分の増減					-
新株の発行	71	71			143
自己株式の取得				△1,500	△1,500
自己株式の処分				85	85
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	71	71	5,804	△1,415	4,533
当連結会計年度末残高	9,499	14,985	53,065	△3,365	74,184

	その他の包括利益累計額				非支配分 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換 算調整	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	8	△444	7	△429	301	69,523
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△3,724
親会社株主に帰属する 当期純利益						9,529
連結子会社株式の取得による 持分の増減						-
新株の発行						143
自己株式の取得						△1,500
自己株式の処分						85
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	195	2,196	△7	2,384	56	2,440
当連結会計年度変動額合計	195	2,196	△7	2,384	56	6,973
当連結会計年度末残高	203	1,751	△0	1,954	357	76,497

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当事業年度末	前事業年度末 (ご参考)	科 目	当事業年度末	前事業年度末 (ご参考)
	金 額	金 額		金 額	金 額
流動資産	38,198	70,579	流動負債	30,427	23,296
現金及び預金	21,059	31,429	短期借入金	12,706	10,351
売掛金	762	637	1年内返済予定の長期借入金	15,211	10,923
関係会社短期貸付金	11,229	36,204	未払金	1,398	1,478
その他	5,147	2,308	未払法人税等	677	313
固定資産	90,476	64,295	賞与引当金	240	155
有形固定資産	8,290	7,898	その他	192	73
建物	4,895	4,667	固定負債	45,531	58,725
土地	2,735	2,696	長期借入金	44,961	58,373
その他	660	534	資産除去債務	361	198
無形固定資産	1,446	790	繰延税金負債	38	3
ソフトウェア	418	437	その他	169	149
その他	1,028	352	負債合計	75,958	82,021
投資その他の資産	80,738	55,605	純 資 産 の 部		
投資有価証券	2,957	2,667	株主資本	52,396	52,636
関係会社株式	44,303	45,119	資本金	9,612	9,499
関係会社出資金	2,493	2,493	資本剰余金	15,875	15,762
前払年金費用	291	303	資本準備金	10,580	10,467
関係会社長期貸付金	30,893	5,226	その他資本剰余金	5,294	5,294
その他	536	490	利益剰余金	31,661	30,740
貸倒引当金	△737	△694	利益準備金	620	620
資産合計	128,674	134,874	その他利益剰余金	31,040	30,119
			別途積立金	12,700	12,700
			繰越利益剰余金	18,340	17,419
			自己株式	△4,752	△3,365
			評価・換算差額等	319	217
			その他有価証券	319	217
			評価差額金		
			純資産合計	52,715	52,853
			負債純資産合計	128,674	134,874

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	当 事 業 年 度		前 事 業 年 度 (事 業 参 考)	
	金	額	金	額
営 業 収 益				
配 当 収 入	8,082		5,018	
ロ イ ヤ リ テ ィ ー 収 入	3,193		2,343	
シ ス テ ム 使 用 料 収 入	42		36	
不 動 産 賃 貸 収 入	429	11,747	433	7,830
営 業 業 務 収 益 計		11,747		7,830
営 業 費 用	6,494	6,494	5,307	5,307
営 業 外 利 益		5,252		2,523
受 取 配 当 金 息	137		143	
受 取 取 手 数 料	23		22	
受 取 取 手 組 合 利 益 他	52		42	
投 資 事 業 の 利 益 他	6		43	
営 業 外 費 用	47	266	46	298
支 払 利 息	204		207	
支 払 取 手 数 料	11		10	
為 替 差 損	25		4	
投 資 有 価 証 券 評 価 損 他	199		-	
そ の 他	75	516	89	311
経 常 利 益		5,002		2,510
特 別 利 益				
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	-	-	1,486	1,486
特 別 損 失				
関 係 会 社 株 式 評 価 損	-		246	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	-	-	240	486
税 引 前 当 期 純 利 益		5,002		3,510
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△456		△527	
法 人 税 等 調 整 額	△9	△465	△77	△605
当 期 純 利 益		5,468		4,116

株主資本等変動計算書

(2021年4月 1日から
2022年3月31日まで)

当事業年度

(単位 百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	9,499	10,467	5,294	15,762	620	12,700	17,419	30,740	△3,365	52,636
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△4,547	△4,547		△4,547
当 期 純 利 益							5,468	5,468		5,468
新 株 の 発 行	113	113		113						226
自 己 株 式 の 取 得									△1,500	△1,500
自 己 株 式 の 処 分									113	113
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	113	113	-	113	-	-	921	921	△1,387	△239
当 期 末 残 高	9,612	10,580	5,294	15,875	620	12,700	18,340	31,661	△4,752	52,396

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	217	217	52,853
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△4,547
当 期 純 利 益			5,468
新 株 の 発 行			226
自 己 株 式 の 取 得			△1,500
自 己 株 式 の 処 分			113
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	101	101	101
当 期 変 動 額 合 計	101	101	△137
当 期 末 残 高	319	319	52,715

前事業年度（ご参考）

(単位 百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	9,428	10,395	5,294	15,690	620	12,700	17,027	30,348	△1,950	53,516
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△3,724	△3,724		△3,724
当 期 純 利 益							4,116	4,116		4,116
新 株 の 発 行	71	71		71						143
自 己 株 式 の 取 得									△1,500	△1,500
自 己 株 式 の 処 分									85	85
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	71	71	-	71	-	-	391	391	△1,415	△880
当 期 末 残 高	9,499	10,467	5,294	15,762	620	12,700	17,419	30,740	△3,365	52,636

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	29	29	53,545
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△3,724
当 期 純 利 益			4,116
新 株 の 発 行			143
自 己 株 式 の 取 得			△1,500
自 己 株 式 の 処 分			85
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	188	188	188
当 期 変 動 額 合 計	188	188	△692
当 期 末 残 高	217	217	52,853

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

太陽ホールディングス株式会社 取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 剛 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尻 引 善 博 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太陽ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太陽ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

太陽ホールディングス株式会社 取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齊 藤	剛	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尻 引	善 博	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太陽ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、PwCあらた有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

太陽ホールディングス株式会社	監査役会			
常勤監査役(社外監査役)	堺	昭	人	Ⓜ
常勤監査役(社外監査役)	杉	浦	秀	Ⓜ
監査役	大	木	勝	Ⓜ

以上

トピックス

ブランドステートメントを制定

2021年5月、当社はブランドステートメントを制定しました。ブランドステートメントでは、『我がグループの「あらゆる技術」を高め、革新的な製品をもって、夢あるさまざまなモノをグローバルに生み出し、楽しい社会を実現します。』という経営理念に基づき企業活動を営む当社グループのありたい姿を表現しました。

新たに制定したブランドステートメントをもとに、様々なコミュニケーション活動を展開しています。

「失敗してもいいじゃないか。」
その失敗の先にあるものこそ、
社会を前進させるはずだから。

挑戦を楽しもう。
失敗を恐れることなく。
変化を楽しもう。
あしたの当たり前をつくるために。
未来を楽しもう。
世界中を笑顔にすることを夢見て。
もっと、もっとワクワクしよう。
化学を強みに、
ときには、その枠組みさえ超えて。
さあ次は、どんな世界を夢描こう。

楽しい世界は、
楽しむ人がつくりだす。

新CM「宇宙少女デビュー」篇展開

2021年10月より、新テレビCM「宇宙少女デビュー」篇を全国で放送しています。新CMはブランドステートメントやソルダールジストの存在を、シンプルでストレートに伝える内容です。

CM特設ウェブサイトを公開しましたので、ぜひご覧ください。



コーポレートサイトデザインリニューアル

2021年12月、コーポレートサイトをブランドステートメントや経営理念を感じられるようなデザインにリニューアルしました。

インフォグラフィックスを用い、当社の特徴をわかりやすく解説した「ひと目でわかるグループの特徴」、「ブランド」、「バリュー」について説明したページを追加しています。



株主総会 会場ご案内図

開催日時 | 2022年6月18日（土曜日）午後1時開会

開催場所 | 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1

最寄駅のご案内 | **池袋駅** | JR ●山手線 ●埼京線 ●湘南新宿ライン
●東京メトロ ●丸ノ内線 ●有楽町線 ●副都心線 ●西武池袋線 ●東武東上線



池袋駅の各路線から会場までのご案内

● JR山手線 ● JR埼京線 ● JR湘南新宿ライン

JR池袋駅構内より **C** メトロポリタン口改札をご利用ください。
その先は下記地図をご参照ください。

● 東京メトロ丸ノ内線

中央通路中央改札を出て、**A** 有楽町線南通路西改札に向かい、
その先は下記地図をご参照ください。

● 東京メトロ有楽町線

有楽町線池袋駅構内より **A** 南通路西改札をご利用ください。
その先は下記地図をご参照ください。

● 東京メトロ副都心線

西通路東改札を出て、**A** 有楽町線南通路西改札に向かい、
その先は下記地図をご参照ください。

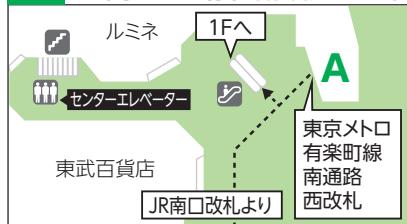
● 西武池袋線

B 1F改札より池袋駅コンコースを通り、**A** 有楽町線南通路西改札に向かい、
その先は下記地図をご参照ください。

● 東武東上線

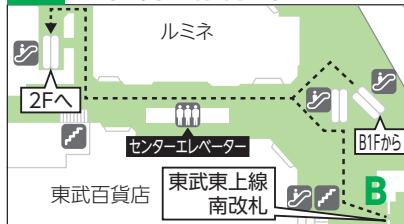
東武線池袋駅構内より **B** 南改札をご利用ください。
その先は下記地図をご参照ください。

B1F A 東京メトロ 有楽町線 南通路西改札



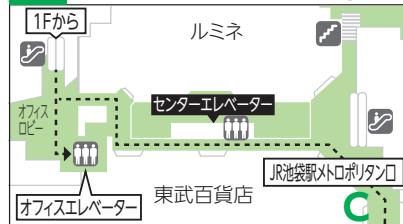
◆プリズムガーデン
エスカレーターで1Fへ

1F B 東武東上線 南改札



◆メトロポリタンプラザビル
オフィス内エスカレーターで2Fへ

2F C JR メトロポリタン口改札



◆オフィスタワーに入り
オフィスエレベーターで12Fへ